

# 基本解説編

児童・生徒指導の基本について、  
考え方や具体的な手法、参考事例等を  
まとめました。

# I 児童・生徒指導の基本

- 未だに学校の教職員から「生徒指導に追われ、授業研究どころではない。」「うちの学校は児童指導をすることもなく落ち着いている。」という声を聞くことがあります。
- 児童・生徒指導は、「児童・生徒が問題行動を起こしたり、緊急の事態が発生したりといった時だけに行われるもの」でしょうか。また、児童・生徒指導は「専門的な知識や力量をもった一部の教職員によって行われるもの」「中学校や高等学校で行われるもの」「学習指導とはまったく別なもの」なのでしょうか。

## 1 児童・生徒指導とは

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の児童(生徒)の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、全ての児童(生徒)のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童(生徒)にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる児童(生徒)の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

小(中)学校学習指導要領 解説 第1章総則 より

- 児童・生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる大人へと児童・生徒が育つように、その成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけの総称のことです。

- 学校生活の中で児童・生徒自らがその社会的資質を伸ばすとともに、さらなる社会的能力を獲得していくこと(社会性の育成)
- それらの資質・能力を適切に行使して自己実現を図りながら自己の幸福と社会の発展を追求していく大人になること(社会に受け入れられる自己実現)

- こうしたことを願って児童・生徒の自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援していく働きかけのことを児童・生徒指導と呼んでいます。

### ■ 例えば、こうしたことも児童・生徒指導

- 様々な場面で教職員が何げなく行っている働きかけの多くは、児童・生徒の成長・発達を促したり支えたりする児童・生徒指導の働きかけです。

例えば・・・

#### ➤ 登校時や授業の場面では、

- ・ 朝のあいさつにはじまり、始業時や終業時のあいさつなどを促す。
- ・ 始業開始とともに着席することや、正しい姿勢で机に向かって学習すること、教職員や他の児童・生徒の話に積極的に耳を傾けること、自らも積極的に考えたり発言したりすること…などを指導する。
- ・ 授業中に得た知識や技能を、どう活用したら自分や周りの人々が幸せになるのかを思い描かせる。
- ・ 学校の教育目標や、学年・学級のめあて等によって目指すべき人間像を示す。

#### ➤ 道徳教育や特別活動、キャリア教育などの場面では、

- ・ 自己の言動や生活態度をより好ましいものに高めるよう問いかけ、見つめ直すようにする。

- ・ 友人関係について考えてみたり、異なる学年や異なる世代の人と積極的に交流したりする機会や場を増やし、進んで活動できるようにする。
  - ・ 将来のために、今、何をすべきか論じたり、自分の生き方や将来の職業等について思いをめぐらすよう示唆したりする。
  - ▶ 教育相談の場面では、
    - ・ 他人に迷惑をかけるような行為を心ならずも行ってしまいう児童・生徒に向き合い、学校や社会にうまく適応が図れるよう配慮する。
    - ・ 自分自身について悩んだり、人間関係に傷ついたりした児童・生徒を受けとめ、次の一歩を踏み出せるよう支えていく。
- いじめや暴力行為の事後対応、学校を休みがちな児童・生徒への対応などは、もちろん、児童・生徒指導の働きかけです。その際にも、社会に受け入れられる自己実現や社会性の獲得を促す働きかけが重要です。
- 例えば・・・
- ▶ 日々の注意や非行防止の場面では、
    - ・ 他の児童・生徒の学習を妨げたり、学級や学校の約束を守らなかったりした際には厳しく注意し、「悪いことは悪い」と伝える。
    - ・ 自分や他の人に危害を加えるような行為についてどのようなものか知らせ、問題を回避できるよう促す。

## ■意図的・計画的・組織的に行うことが大切！

- 教職員によるこうした働きかけは、日本の学校ではごく当たり前のように行われていますが、肝心なのは、全ての教職員が児童・生徒指導の働きかけという自覚のもと、全ての児童・生徒を対象に、計画的かつ確実にやっているか、そのような体制になっているのか、という点です。
- 同じような働きかけを行ってはいても、「個々の教職員が時々必要性から判断して行っている」「気がついたときに行うようにしている」「気になる一部の児童・生徒には行ってきた」「一部の教職員が責任をもって行っていると思う」「可能な限り行っているが十分かどうか自信はない」「正直言うと児童・生徒指導を行っているという自覚はもっていなかった」などの状況であるとすれば、意図的・計画的・組織的に児童・生徒指導が行われているとは言えません。
- 教職員が児童・生徒に熱心に接していれば自然に児童・生徒指導の目的が達成されていく、というわけではありません。児童・生徒指導を行っているという明確な自覚のもとに、適切に働きかけを行っていくことが求められます。そして、全ての児童・生徒に対して、必要な働きかけが十分に行われているかどうか、その成果が現れているかどうかを確認しながら日々の取組を計画的に行っていくことが必要です。
- ▶ 自校の児童・生徒をどのような児童・生徒へと育てていくのか、どのような働きかけであれば望ましい大人へと成長・発達していってくれると考えられるのかを明確にし、それが実現するような働きかけを計画的に行う。
  - ▶ それと同時に、臨機応変に行われる時々働きかけも同じ一つの方向性の中でなされていくようにしておくことが必要です。
- このためには、児童・生徒の実態を踏まえた児童・生徒指導の視点を加味して、教職員全員で教育課程を編成することが重要です。

## 2 自己指導能力の育成

各学校においては、生徒指導が、一人一人の児童(生徒)の健全な成長を促し、児童(生徒)自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

小(中) 学校学習指導要領 解説 第1章総則 より

自己実現の基礎にあるのは、日常の学校生活の場面における様々な自己選択や自己決定です。そうした自己選択や自己決定の場や機会を与え、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことによって、児童生徒を育てていくことにつながります。

文部科学省「生徒指導提要」より

- 児童・生徒指導の意義とされている、「児童・生徒が自己実現を図っていくために必要な『自己指導能力』を育成する」とはどのようなことでしょうか。

### ■ 自己指導能力を育成するために

- 自己指導能力とは、「日常生活のそれぞれの場において、他の人との関わりの中で、どのような行動が適切であるかを自分で考えて判断し実行する力、意思決定したことを責任もってやり遂げる力」です。児童・生徒が将来、社会において様々な場面で必要となる力です。
- 教職員は、授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動など、日常の学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒が主体的に考え、判断するような場や機会を設けます。そして、判断に至る過程で適切な指導や支援を行います。  
さらに、「子どもにとっては失敗も貴重な経験」「子どもは間違いを繰り返しながら成長するもの」といった心構えで、児童・生徒に根気強く関わり、助言し、時には同じ目線で一緒に考えたりすることが大切です。
- 特に、自己実現とは、単に自分の欲求や要求を実現することではなく、集団や社会の一員として認められていくことを前提としますので、児童・生徒には、
  - そう判断する理由をよく考えること
  - 自分の判断が周りの人や物に及ぼす影響や、周りの人や物からの反応などを考えること
  - 自らの選択や決定に従って努力すること
  - 結果が不本意でも真摯に受け止め、改善のためにどうすれば良いかを考えることなどを伝えることが重要です。
- 児童・生徒は、こうした経験を積み重ねることで、自己をありのままに認め(自己受容)、自己に対する洞察を深め(自己理解)、これらを基盤に自らの目標を定め、その達成のため、自発的、自律的に自らの行動を決断し、実行する力を培っていきます。

### ■ 児童・生徒指導の「三つの機能」

- 児童・生徒の自己指導能力の育成を図るためには、このように「自己決定の場を設けること」に加え、「自己肯定感を高めること」「共感的人間関係を構築すること」が大切です。

- ・ 人間は一人では生きられず、人との関わりの中で成長します。つまり、人間の成長は、個としての欲求の充足や人格の完成という側面が、社会への適応や社会の中での成功という側面と不可分の形で営まれていくものと言えます。社会によって育まれてきた人格こそが次なる世代を適切に育成していくことができる、という人間発達と社会発展の関係が、児童・生徒指導の前提となっています。
- ・ 学校は、個々の児童・生徒の欲求と、集団や社会からの要請とがぶつかりあう場であると言えます。児童・生徒が「したい」と考えた行動を制止したり規制したり、調整したりする必要がでてきます。しかし、指導や叱責・罰則などによって問題となる行動が抑制されているという状態にとどまっているだけでは、十分な教育を行ったとは言えません。あくまでも、児童生徒が、自らの欲求を大切にしつつ、社会との調和を図りながら、自らの人格の完成を自ら求め、自己実現を図っていくような資質や能力を育てていくことが、児童・生徒指導の大命題です。

#### <育みたい資質>

自発性…他者の指示や意見に従ったり、あるいは他者の顔色や周りの様子をうかがったりして行動するのでなく、自らのうちにわき上がる思いや判断に基づいて行動する資質

自主性…他者に依存することなく、他者に責任転嫁することもなく、自らの考えと責任において行動する資質

自律性…自分の欲求や衝動をそのまま表出したり行動に移したりするのではなく、必要に応じて抑えたり、計画的に行動することを促したりする資質

主体性…与えられたものであっても、自分なりの意味付けを行ったり、自分なりの工夫を加えたりすることで、単なる客体として受動的に行動するのでなく、主体として能動的に行動する資質

- ・ 「教育」という言葉は、大人が主語で子どもが目的語になる形で用いられることが一般的ですが、児童・生徒自身が主語となる形で行っていくことが重要です。知識や情報の提供は必要ですが、それ以上に児童・生徒が主体的に取り組み、好ましい行動を進んで行おうとするようになる、そして問題となるような行動は控えるようになるというような活動（場や機会）を設定することが必要です。
- ・ さらに、児童・生徒自らが「どのような気持ちで活動に臨むか」目標を持つとともに、自分は「どのような役割を果たすのか」を自覚することも重要です。その役割を適切に果たすために責任感をもって努力し、それが周りから認められたときに、さらなる自発性や自主性が生まれてくるのが期待できます。ここに述べてきたことは、学級単位で提供される小さな活動から、学校全体で取り組むような活動、さらには地域にまで広がる活動の場合において、児童・生徒への指導として共通する考え方です。
- ・ こうした活動（場や機会）を行う場合、出来映えのみを意識するあまり、教職員が介入しすぎることは、児童・生徒の成長・発達の機会を奪うこととなります。また、児童・生徒を励ましたり評価したりする場合には、出来映えそのものの評価以上に、その取組の姿勢、彼らの自発性や自主性、自律性や主体性に対する励ましや評価を中心に行うことが必要です。同時に、教職員からの評価を得たいがために頑張るといふ他律的な行動に陥らせないためにも、自らの取組を自己評価することが大切です。
- ・ このように、一方的に児童・生徒を指導するという方法を用いずに児童・生徒の意欲を培うことが大切です。児童・生徒指導の難しさと同時に醍醐味は、こうした点にあります。

### 3 児童・生徒理解

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは児童(生徒)一人一人についての児童(生徒)理解の深化を図ることである。

小(中)学校学習指導要領 解説 第1章総則 より

- 児童・生徒は、一人ひとりが違った能力・適性、興味・関心等をもっています。また、生育環境も将来の進路希望等も異なります。教職員は、日ごろから一人ひとりの言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢をもち、児童・生徒理解に努めます。
- また、児童・生徒を多面的・総合的に理解していくために、学級担任をはじめ、学年の教職員、教科担任、養護教諭、部活動の顧問、その他すべての教職員が、多くの視点・広い視野から児童・生徒理解を行うことが大切です。
- さらに、思春期の場合には、子どもから大人への急激な成長の変化をとげる時期であり、様々な不安や悩みを経験しながら自分自身を見付けていきます。これに加えて進学等による生活環境の急激な変化を受けている中学生の不安や悩みにも目を向け、児童・生徒の内面に対する共感的理解をもって児童・生徒理解を深めることが大切です。

#### ■児童・生徒理解と信頼関係の構築

- 児童・生徒理解を深めるとともに、教職員と児童・生徒との信頼関係を築くことも児童・生徒指導を進める基盤となります。教職員と児童・生徒の信頼関係は、
  - 日ごろの人間的な触れ合い
  - 児童・生徒と共に歩む教職員の姿勢
  - 授業等における児童・生徒の充実感・達成感を生み出す指導
  - 児童・生徒の特性や状況に応じた的確な指導
  - 不正や反社会的行動に対する毅然とした指導

などを通じて形成されていきます。

- 「児童・生徒指導は、児童・生徒理解に始まり児童・生徒理解に終わる」と言われます。大切なことは、
  - あなたのことを知りたい
  - あなたの気持ちを受け止めたい
  - あなたの良さを一緒に見つけたい
  - あなたと一緒に課題を克服していきたい

と願いながら、児童・生徒と関わろうとする教職員の姿勢です。こうした思いは必ず児童・生徒の心に届き、やがて信頼関係となって、様々な教育効果を生むと考えます。

## 4 集団指導と個別指導

集団指導と個別指導については、集団指導を通して個を育成し、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばすことができるという指導原理があります。そのためには、教員は児童生徒を十分に理解するとともに、教員間で指導についての共通理解を図ることが必要です。

文部科学省「生徒指導提要」より

### ■ 児童・生徒指導は集団指導と個別指導の両輪で進めましょう

- 集団指導と個別指導は別々のものではなく、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用によって、児童・生徒は社会で自立するために必要な力を身に付けていきます。一方に偏ることなく、その両方をバランスよく実践していきましょう。

### ■ 集団指導によって育成されるもの

#### 社会の一員としての自覚と責任の育成

- ・ 児童・生徒は集団指導を通して、集団の規律やルールを守り、お互いに協力しながら各自の責任を果たすことによって、集団や社会が成り立っていることを理解し、行動できるようになります。

#### 他者との協調性の育成

- ・ 集団指導には、一人一人の児童・生徒が互いに尊重し、よさを認め合えるような、望ましい人間関係を形成し、共に生きていく態度をはぐくむなど、他者との協調性を育成するという側面があります。児童・生徒は協調性をはぐくむために、集団での活動を通して、他人を理解するとともに、自分の感情や行動をコントロールできるようになります。

#### 集団の目標達成に貢献する態度の育成

- ・ 集団指導は、集団における共通の目標を設定し、その目標を達成するために一人ひとりの児童・生徒がそれぞれの役割や分担を通して、自分たちの力で日々起こる様々な問題や課題の解決に向けた取組を行うことで、集団の目標達成に貢献する態度を育成することができるという側面を持っています。

### ■ 個が伸びる集団づくりとは

- あらゆる場面において、児童・生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼し、そして、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくるのが大切です。

児童・生徒が、

- 安心して生活できる
- 個性を発揮できる
- 自己決定の機会を持てる
- 集団に貢献できる役割を持てる
- 達成感・成就感を持つことができる
- 集団での存在感を実感できる
- 他の児童・生徒と好ましい人間関係を築ける
- 自己肯定感・自己有用感を培うことができる
- 自己実現の喜びを味わうことができる

こうした集団づくりの工夫に努めましょう。

## II 児童・生徒指導の展開

### 1 魅力ある学校づくり～「居場所づくり」と「絆づくり」～

**居場所づくり**…学級や学校を、どの児童・生徒にとっても安心できる、自己存在感や充実感を感じられ、落ち着ける場所にしていくこと（**教職員主導**）

**絆づくり**…児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童・生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくこと。日々の授業や行事等において、全ての児童・生徒が活躍し、互いが認め合える場面を実現すること（**児童・生徒が主体**、教職員の役割は「仕掛け（場と機会の設定）」）

文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター  
第Ⅲ期「魅力ある学校づくり調査研究事業」（平成 26～27 年度）報告書より

○ 学校が、「魅力ある学校づくり」に取り組む際のコンセプトは次の 2 点です。

「居場所づくり」と「絆づくり」の違いを理解し、バランスよく計画的に取り組む

- 例えば、「課題を抱える児童・生徒に寄り添う」「人間関係に悩む児童・生徒の相談にのる」「間違ったり失敗したりしても笑われない学級にする」「対人関係のトラブルが起きないように、エクササイズやトレーニングを行う」…こうした教職員の働きかけは、児童・生徒の「安心感」や「親密感」を生み出す「居場所づくり」の大切な取り組みです。
- ただし、こうした働きかけを行えば、自然に児童・生徒の間に「絆」が生まれてきたり、社会性が育まれたりするわけではありません。
- この段階から次の段階に移る、すなわち児童・生徒の「絆づくり」が進むには、児童・生徒自らが主体的な学びを進め、共同の活動を行っていくことが不可欠です。そして、ここで教職員の役割は、「仕掛け」ること（場や機会の設定）です。
- 教職員が手本を示し、児童・生徒にまねをするよう促した結果、形の上では似たようなことができたとしても、現実場面での行動には結び付かないといったことがあります。児童・生徒に「自発的な思いや行動」が湧き起こらなければ、「与えられたもの」「やらされているもの」とどまり、それは、「絆づくり」とは似て非なる取り組みといえます。
- 教職員主導のエクササイズやトレーニングを繰り返すだけでは「絆づくり」にはなりません。教職員が「絆づくり」を「してあげる」「させる」という発想を捨てましょう。

行事だけでなく、授業をはじめとしてあらゆる教育活動で取り組む。

- 児童・生徒の主体的な取り組みといえば、特別活動や総合的な学習の時間を連想しがちですが、「居場所」や「絆」が全体に定着するためには、単発の取り組みではなく、学校生活の大半を占める授業時間の中で、「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むことが重要です。
- さらに、こうした取り組みは義務教育 9 年間を見通すことで効果が続きます。そのために小学校間で揃えるべきは揃え、中学校に引き継ぐことが重要です。中でも「絆づくり」の取り組みは、児童・生徒が主体となるため、取り組みの内容を学校間で揃えることは難しいでしょうが、取り組みの「ねらい」を共有し、各小学校で培われた「絆」が中学校に繋がるために工夫しましょう。



## 【参考事例】子どもの社会性が育つ「異年齢の交流活動」

平成 23 年 6 月 文部科学省国立教育政策研究所生徒指導研究センター

- 昔どこでも見られた子どもの「仲間集団あそび」。多くの子が社会性をはぐくんだ。

### 「仲間集団」の特徴

特徴①遊びを目的とした集団。「活動自体が楽しみ」誰かに命令された「仕事」ではない。

特徴②主体的（自然発生的）なルールや役割分担。年長の子どもの役割。

特徴③単発の短いものではなく長期にわたって継続。リードされる側からリードする側へ。

### 仮説

- 今の子どもは、社会性の基礎となる「人と関わりたい」という意欲そのものが低下  
⇒ 人間関係の希薄化、他人を平気で傷つけたり、ルールを守らなかったりといった現象
- 「人と関わりたい」という意欲に乏しい子どもに「人との関わり方」を教えるよりも、「人と関わりたい」という欲求に目覚めれば、そうした思いが持続するはず。
- そこで、意図的・計画的に、「異年齢の児童を交流させる活動プログラム」を実施。  
「異年齢の児童を交流させる活動プログラム」
  - ・月に1回、6年生と2年生、5年生と1年生、4年生と3年生の組合せで交流活動を行う。
  - ・年長の学年には、その活動の計画や振り返りのための時間として、更に1時間を費やす。
- 「縦割り班活動」や「異学年交流」は目新しいものではない。なぜ成果につながらないか。

### 留意するポイント

「関わる喜び」が獲得できる活動を設定しているか。

- ・子どもたちが楽しいと感じられる活動を中心に構成する。
- ・平易なものから始め、子どもの変化に応じて高度な活動へ。
- ・教職員が「やらせたい」「やってほしい」活動ではなく、子どもが「やりたい」活動を設定。

年長者が主体的に取り組める活動になっているか。

- ・リードする年長者が主体的に企画して取り組めるように十分な準備の時間を確保。振り返りの時間も必ずとり、「関わりあいの喜び」を自分たちの自信へとつなげていく。
- ・年少者は交流の成果を作文や手紙にまとめることで、「楽しかった」思いを定着させる。作文類は、年長者に届け、彼らの振り返りに役立てる。

全教職員が「交流活動」で子供が育つメカニズムを正しく理解し、適切な対応ができる仕組みになっているか。

- ・子ども自らに「関わり合う喜び」を感じとらせることがねらい。
- ・年長者は、自分の役割を自覚して一生懸命行動したことが、年少者のお手本になった、役に立ったと感じとれたときに育つ。
- ・年少者は、年長者のしてくれたことに感謝し、自分もあんな年長者になりたいとあこがれの気持ちをもつことが成長につながる。

「教職員が育てる」発想から「子供が育つ」発想への転換

[ ] 活動（異年齢の交流活動）チェックシート

1. 交流活動の中身について：「関わる喜び」が獲得できる活動になっているか

- 子供たちが楽しいと感じられる活動中心で構成されているか
- 子供たちの能力に応じたものになっているか（今の時期で大丈夫か）
- 子供たちが進んで「やりたい」と思う活動になっているか  
 [教師が「やらせたい」活動、教師に「やらされている」活動になっていないか]

2. 時間の確保について：年長者が十分な準備や工夫ができる時間が確保されているか

- 年長者の準備の時間は確保されているか
- 年長者の振り返りの時間は確保されているか
- 年少者が交流後に作文や手紙を書く時間は確保されているか

3. 教師の共通理解について：「子供が育つメカニズム」を全教職員が正しく理解しているか

- ・ 子供自らが「関わり合う喜び」を感じとれることが一番の目的
- ・ 年長者の課題は  
 自分の役割を自覚して一生懸命行動できること  
 そのことが、年少者のお手本になった、役に立ったと感じとれること
- ・ 年少者の課題は、  
 年長者のしてくれたことに感謝できること  
 自分もあんな年長者になりたいとあこがれの気持ちをもつこと

※ こうした子供の成長を促すことができる、教師からの「声かけ例」を考えてみよう

- 活動前
  - ・ 年長側の担任が年長側の子供に対して [ ]
  - ・ 年少側の担任が年長側の子供に対して [ ]
- 活動中
  - ・ 年長側の担任が年長側の子供に対して [ ]
  - ・ 年少側の担任が年長側の子供に対して [ ]
  - ・ 年長側の担任が年長側の子供に対して [ ]
  - ・ 年少側の担任が年長側の子供に対して [ ]
  - ・ 他の教職員等が年長側の子供に対して [ ]
  - ・ 他の教職員等が年少側の子供に対して [ ]
- 活動後
  - ・ 年長側の担任が年長側の子供に対して [ ]
  - ・ 年少側の担任が年長側の子供に対して [ ]

## 2 学級づくり・授業づくり

学習や生活の基盤として、教師と児童(生徒)との信頼関係及び児童(生徒)相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童(生徒)の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童(生徒)の発達を支援すること。

小(中)学校学習指導要領 解説 第1章総則 より

- 学級は、児童・生徒にとって学習や学校生活の基盤です。学級担任は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てましょう。

### ■「授業づくり」「学級づくり」の充実を

- 児童・生徒は、学校生活のほとんどを占める授業において、自分たち一人ひとりが大事にされていると実感する中で、教職員への信頼が増し、その言葉に耳を傾けるようになります。児童・生徒指導を機能させるためには、教職員が自らの教科指導を常に見直し、授業改善に努めましょう。
- また、児童・生徒の意欲を培うためには、学校で多くの時間を過ごす学級を、児童・生徒一人ひとりにとって居心地が良く、豊かな人間関係が形成された集団に育てていくことが重要です。「学級生活の中に児童・生徒の出番があり、役割がある」「自分の言葉で、仲間と意見を対立させながらも、学級を良くしていくための話し合い活動がある」このような学級活動を丁寧に実践し、学級集団に、互いの個性を持ち味として認め合える支持的な風土を醸成していきましょう。そして、人の話をしっかりと聞く、互いを注意し合える、一部のわがままや理不尽な言動に対して「それは違う」とはっきり言える、といったマナーや規範を育てていきましょう。

### ■厳しくも温かい児童・生徒指導を

- 児童・生徒が人とかかわる中で、社会のルールを知り、身に付けることは、児童・生徒指導の大切なねらいの一つです。社会で許されない行為は、学校でも許されないことを徹底しましょう。
- その際、教職員は、「だめなことはだめ」としっかりと教える厳しさと、児童・生徒の気持ちを十分に受け止める温かさの両面からかかわることが重要です。この「厳しさ」や「温かさ」と、気持ちを聴こうとしない「冷たさ」や、事を見過ごしてしまう「甘さ」とを、混同しないようにしましょう。
- 児童・生徒は、公平・公正な指導を願っています。教職員によって指導の軸をぶらさないためには、「何をどう指導する」という具体的な行動レベルまで明確にした教職員間の「共通認識」が必要です。
- 一方、教職員は年齢や性別、経験、性格、体力、指導技術など様々です。同じ指導をしても、児童・生徒の受け取り方、浸透の度合いは異なることから、互いの持ち味が最大限に生かせるよう、教職員同士が風通しよく、チームとして支え合える関係を築き、学校全体で厳しくも温かい児童・生徒指導を推進しましょう。

**●ガイダンス**

ガイダンスは、児童・生徒のよりよい適応や成長、人間関係の形成、進路等の選択等に関わる、主に集団の場面で行われる案内や説明であり、ガイダンスの機能とは、そのような案内や説明等を基に、児童・生徒一人一人の可能性を最大限に発揮できるような働きかけです。

具体的には、学級・学校生活への適応やよりよい人間関係の形成学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、教師が児童・生徒や学級の実態に応じて、計画的、組織的に行う情報提供や案内、説明及びそれらに基づいて行われる学習や活動などを通して、課題等の解決・解消を図ることができるようになることです。

したがって、ガイダンスの機能を充実するためには、日々の指導について、ねらいをもち、その実現のための指導・援助をより適時、適切な場や機会を設け、よりよい内容・方法で実施するよう改善を図ることが重要です。

<例>

- 入学時、新学期開始時期において、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互の好ましい人間関係が生まれるように配慮するとともに、児童生徒自身が学校や学級における諸活動や集団の意義、内容などについて十分に理解し、自発的によりよい生活に取り組むことができるよう工夫すること。
- 新たな学習や各種の学習活動の開始時期などにおいて、児童生徒がこれから始まる学習に対して積極的な意欲をもち、主体的に活動に取り組むことができるよう各教科等において十分に配慮すること。

**●カウンセリング**

学校におけるカウンセリングは、児童生徒一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための助言等を、個別に行う教育活動です。児童生徒一人一人の発達を支援するためには、個別の指導を適切に行うことが大切であり、児童生徒に関する幅広い情報の収集と多面的な理解、教師と児童生徒の信頼関係構築に極めて有効です。特別活動におけるカウンセリングとは専門家に委ねることや面接や面談のことではなく、教師が日頃行う意識的な対話や言葉掛けのことです。

**●ガイダンスとカウンセリングの関係**

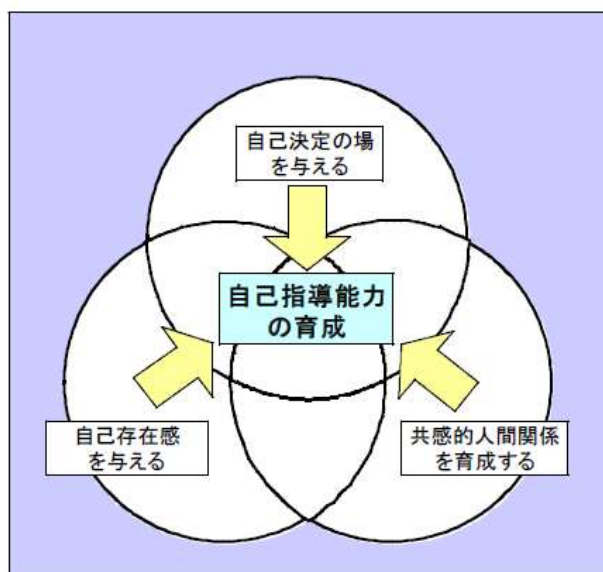
児童生徒の発達を支えるためには、児童生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期・場面において、主に集団の場面で、必要とされる同質的な指導・援助を、全員に行うガイダンスと、個々の児童生徒が抱える課題に対して、その課題を受け止めながら、主に個別指導により、個々の児童生徒の必要度に応じて行うカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要です。

ガイダンスとカウンセリングは、課題解決のための指導・援助の両輪です。教師には、特別活動のいずれの内容においても双方の趣旨を踏まえて指導を行うことが求められます。関わり方の違いはあっても、いずれも児童生徒の発達の支援のためのものであるから、双方の趣旨を踏まえて、相互に関連して計画的に行うことに意義があります。

## ■児童・生徒指導の「三つの機能」を活かした学級づくり・授業づくり

児童・生徒指導の三つの機能とは？

- ▶生徒に自己決定の場を与えること
- ▶生徒に自己存在感を与えること
- ▶共感的人間関係を育成すること



## ■より良い授業づくりを目指し、自らの授業を点検しましょう。

「授業が変わる生徒が輝く」岩手県教委(H17)より

自己決定の場を与えるために

### (1)児童・生徒が興味・関心をもち、主体的に学ぼうとするように、資料や教材提示の方法を工夫していますか？

- ▶ 課題に対して、何らかの形で自分なりの考えをもつには、その課題に対して「どうしてだろう」「なぜ、そうなるのだろう」というように、興味・関心をもち主体的に追究することができるようにする必要があります。ですから、資料や教材提示の方法を工夫し、児童・生徒の興味・関心を引き出すことができるようにすることが、自己決定のためにまず何よりも大切です。

- 生徒が興味・関心をもち、主体的に学ぼうとするように、教材や資料を工夫していますか？
- また、その提示の方法を工夫し、興味・関心を引き出していますか？
- 引き出した興味・関心を、その後の授業展開につなげていますか？

自己決定の場を与えるために

### (2)思考場面や観察場面で、考えたり、観たりする視点を示していますか？

- ▶ ただ漠然と「～について考えてみましょう」では、何をどのように考えたらいいのかわかりません。それでも、多くの児童・生徒は教職員の意図をくみとって考えることができるかもしれませんが、一部の児童・生徒にとっては何をすればいいのかわかりません。ですから、何をどう考えたらいいのかわ視点を示すことが重要です。これは、思考場面に限定されることはありません。作業的な学習において、例えば対象物を観察したり、資料を読み取ったりする場面でも同様です。視点を示すこと、即ち、何をすればいいのかわより具体的に示すことが大切です。

- 思考場面や観察場面で、考えたり、観たりする視点を具体的に示していますか？
- その際の、発問や指示は分かりやすく、的確なものとなっていますか？
- 生徒の実態と重ね合わせながら、発問や指示が適切であったか振り返っていますか？



自己決定の場を与えるために

### (3)児童・生徒が主体的に学べるよう、個に応じた指導を行っていますか？

- ▶ 受け身の姿勢での学習では、いつまでたっても主体的な学習にはつながりません。児童・生徒が自分の考えをもち、主体的な学習となるように個に応じた指導を行うことが大切です。その際、学習内容の習得や定着の程度、興味・関心に応じながら行うことが必要です。

- あなたは、常日頃から生徒の実態把握に努めていますか？
- 指導形態や指導体制の工夫を行い、個に応じた指導の工夫をしていますか？
- 集団への対応と個への対応のバランスに気を付けて指導していますか？

自己決定の場を与えるために

### (4)児童・生徒自身が、学習課題や学習方法、学習形態などを選択できるようにしていますか？

- ▶ 授業においては、最終的なゴールは一つ（ねらいの達成）でしょうが、そのゴールに至るまでのルートは決して一つの道ではありません。教職員が敷いたレールの上を脱線しないようにゴールに導いていくことは、確かに効率的です。しかし、それでは受け身の学習であり、自己決定にはつながりません。したがって、学習課題や学習方法、学習形態などを生徒自身に選択させることが大切です。また、いつもいつも同じ学習のスタイルでは、マンネリ感を与えてしまうことにもなりかねません。学習のスタイルを変えることによって、意欲を引き出していくことも可能です。

- 生徒自身が選択できるように、見通しをもって授業の計画を立てていますか？
- 学習課題や学習方法、学習形態などを選択できるよう工夫していますか？
- 生徒が選択したことを、生徒自身にふり返らせていますか？

自己決定の場を与えるために

### (5)一人調べを取り入れたり、一人で考えたりする時間を十分に与えていますか？

- ▶ 「自己決定の場を与える」と言いながら、実際の授業場面では1単位時間の中で、どのくらいの時間が与えられているのでしょうか。自分の考えをもたせるための時間を確保することは、自己決定を促すために必要不可欠なことです。ともすると、一部の発言力のある児童・生徒だけが「ハイ！」「ハイ！」と答えてしまう授業や、考える余裕を十分に与えずにいきなり指名をし「分かりません」「考え中です」が続く授業に陥ってしまいがちです。

- 明確な発問や指示をし、課題に取り組ませていますか？
- 生徒一人一人の学習状況を見取りながら、個に応じた指導を行っていますか？
- 時間をかけなくていいところまで、時間をかけてしまっていないですか？

自己決定の場を与えるために

### (6)児童・生徒が自分の考えをみんなの前で発表する場を設けていますか？

- ▶ 自分なりの考えをもつことができれば、まずは第一段階はクリアでしょう。しかし、それをみんなの前で発表することで、その考えがよりしっかりとしたものになっていくのです。例え

ば、その考えに対して、賛成の意見が述べられれば、自分の考えに自信をもつことができるでしょう。反対の意見があった場合でも、さらに反論を加えたり、違う観点から見直したりすることができます。ですから、考えを頭の中に留めおいたり、単にノートにまとめさるたりするだけではなく、それをみんなの前で発表する場を設けることが大切です。

- あなたは、授業の中でみんなの前で発表する場を設けていますか？
- 発表できない生徒に対して、段階的な指導や意図的な指名、発表の仕方の指導などを入れていませんか？
- 聞く側への配慮をしながら、発表の指導をしていますか？

自己決定の場を与えるために

### (7)教育機器の活用を図ったり、多様な教材、教具、資料を準備したりしていますか？

- 様々な教育機器の活用を図ることは、単に意欲付けだけではなく、主体的に学習を進める上でも効果的なことです。特に、最近ではICT関連の機器の活用がポイントです。そして同時に、児童・生徒の興味・関心を引き出すような、教材、教具、資料などをたくさん準備しておくことが大切です。教育機器（ハード）が充実していても、それを使って提示するもの（ソフト）が貧弱であれば、効果はあがりません。

- あなたは、教育機器の活用を図り、主体的な学習を進めていますか？
- 多様な教材、教具、資料などを用意し、生徒の興味や関心を引き出すようにしていますか？
- 効果的な活用となるように、授業の構成を工夫していますか？

自己決定の場を与えるために

### (8)児童・生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫し、これからの学習について考えるような場を設けていますか？

- 授業の終末では、学習をふり返らせる場面が設定されます。例えば、「学習課題の解決が図られたか？」「学習したことが身に付いたかどうか？」「学習に＜意欲的・主体的＞に取り組んだか？」等々です。つまり、児童・生徒自身に自分の「自己決定」をふり返らせるのです。自分で決めたことが、「正しかった」「妥当であった」というようにプラス面の評価がなされる場合もあれば、反対に「よく考えたら違っていた」「AではなくBの方がよかった」というマイナスの評価がされるかもしれません。大切なのは、自分の自己決定をふり返って、「よし次は……」というように、これからの学習につなげることです。

- あなたは、今日の学習をふり返るような場を設けていますか？
- 自己評価や相互評価など、生徒の評価活動を取り入れていますか？
- そして、次の学習へつなげるようにしていますか？

自己決定の場を与えるために

### (9)自分の考えや思考過程が分かるようなノートの取り方の指導を工夫していますか？

- 「自分の考えをもつ」ということは、自己決定をする上で重要なことです。授業においては、発問によって思考を促し、児童・生徒一人一人に「自分の考え」をもたせるようにしなければなりません。また、自分がどのような考えをもち、「自己決定」したのかについては、ノ

ートに記録させたいものです。黒板に書かれたことを書き写すだけのノートではなく、なぜそう考えたのか、みんなはどう考えたのか、結論としてどうだったのか等々、思考過程がわかるようなノートの取り方の指導が大切です。それが、授業をふり返るときの重要な判断材料となります。

- あなたは、ノートの重要性について繰り返し指導をしていますか？
- ノートの取り方について、具体的な指導をしたり、その評価を行ったりしていますか？
- 分かりやすい板書となるように、工夫していますか？

自己決定の場を与えるために

### (10)対立意見を生むような発問を工夫していますか？

- 授業では、発問を通じて「自分なりの考え」をもたせるわけですが、どのような発問がベストなのか、いつも悩むところでしょう。その中でも対立意見を生むような発問は、話し合いの論点が絞られており、話し合いがより深まり、それにより自分の考えがより確かなものになっていきます。

- あなたは、対立意見を生むような発問を工夫していますか？
- 論点を整理して、話し合いの指導をしていますか？
- 生徒の考えがより確かなものとなるように、ゆさぶりをかけていますか？

自己存在感を与えるために

### (11)間違っただ応答も大切にしたり、どんな発言でもとりあげ大切にしたりするようにしていますか？

- 「いくら間違っただって、変なことを言っただって、先生はそれを受け入れ大切にしてくれる」という安心感が、自己存在感を与えることにつながります。間違いや変な答えを否定されることが、人格そのものまで否定されてしまっているかのように受け止められてしまうこともあります。ですから、どんな発言であっても、まず肯定してとりあげ大切にするようにしなければなりません。

- あなたは、間違っただ応答も大切にしたり、どんな発言でも取りあげ大切にするようにしていますか？
- 間違いや失敗を授業の中に生かすようにしていますか？
- 間違いをそのままにせず、アフターケアをし理解させていますか？



自己存在感を与えるために

**(12)名前を呼んだり、目を見て話したりなど、生徒に存在感をもたせるようにしていますか？**

- よく、「そこの誰それ」とか、「今日は○日だから○番の人」というような指名の仕方することがあります。一人一人の児童・生徒には名前があるのですから、名前を大切にし名前で呼ばなければなりません。児童・生徒に自己存在感を与えるための基本中の基本です。また、児童・生徒の話の聞いたり、話しかけたりするときは、目を見て、「○○さんのことを」ちゃんと見ているからねというメッセージを送り、自己存在感をもたせるようにすることが大切です。

- あなたは、生徒の顔と名前を一致させることができますか？
- 一人一人の生徒を、名前で呼ぶようにしていますか？
- 生徒の目を見て、語りかけるようにしていますか？

自己存在感を与えるために

**(13)つぶやきを積極的に取り上げて、発表のチャンスを与えるようにしていますか？**

- 授業中にぼそっと出たつぶやきが、授業を思わぬ展開に導くことがあります。授業内容とかかわっていないようでいて、意外と奥深いつぶやきもあります。それが、普段はあまり発言しないような児童・生徒のつぶやきであれば、積極的に取り上げ発表のチャンスを与えましょう。それが自己存在感につながります。小さな「つぶやき」といえども、立派な発言なのでから。

- あなたは、つぶやきを取り上げて発言のチャンスを与えるようにしていますか？
- 生徒の動きを見逃さぬように、目配りをしていますか？
- 書かれたつぶやきも大切にしていますか？

自己存在感を与えるために

**(14)生徒相互が協力して学習できるように、ペアやグループでの学習などを取り入れていますか？**

- グループでの学習を取り入れることにより、お互いに学び合うことができます。そして、お互いのよさに気付き認め合うことができます。一斉授業の中ではなかなか活躍の場がなかった生徒でも、小集団の中では積極的に取り組むこともあります。それが、自己存在感につながっていきます。

- 生徒相互が協力して学習できるように、グループでの学習を取り入れていますか？
- グループでの学習の進め方を、きちんと指導していますか？
- グループ編成の仕方を工夫していますか？

自己存在感を与えるために

**(15)全員が応答できたり、参加しているという気持ちをもてたりするように、発問などを工夫していますか？**

- 「全員が答えることができる」という点がポイントです。もし、ここで分からなかったり、手を挙げることができなかつたりしたら、その生徒はその1時間をただ座ってノートを取ったまま、ということにもなりかねません。ですから、特に導入時の最初の発問などでは、全員が応答できたり、参加しているというような気持ちをもてたりするように工夫する必要があります。できる児童・生徒、分かる児童・生徒を中心に進められる授業では、全員に存在感を与えることは難しいです。

- あなたは、全員が応答できるような発問を工夫していますか？
- 体を動かしたり、作業的な学習を取り入れたりしていますか？
- 達成感や成就感を味わうことができるように、こまめに評価を行っていますか？

自己存在感を与えるために

**(16)授業に意欲を見せない児童・生徒や学業が振るわないような児童・生徒も、学習していけるような配慮をしていますか？**

- 学級の中には、一生懸命に取り組む児童・生徒もいれば、なかなか意欲を見せない児童・生徒もいるでしょう。また、学業がなかなか振るわないような児童・生徒もいるでしょう。そんな児童・生徒たちにこそ、授業の中で存在感を与えてあげるべきです。「やればできるんだ」「できたらおもしろかった」というように達成感や成就感を味わわせてあげたいものです。

- あなたは、授業に意欲を見せない生徒や学業が振るわないような生徒も、学習していけるように細かな配慮をしていますか？
- 何をやればいいのか、具体的で明確な指示をしていますか？
- 小さなことでも認め、ほめるようにしていますか？

自己存在感を与えるために

**(17)授業の中で、「よくできたね」「がんばってるな」等の、承認や称賛、励ましを行っていますか？**

- 児童・生徒に対して、承認や称賛、励ましを行うことの大切さについては、言うまでもありません。認められ励まされ、ほめられることで存在感をもつことができます。また、そのことで自信がついたり、意欲をもって取り組むことができるようになります。特に、自信や意欲を失い欠けている児童・生徒に対しては、小さなことでもいいから声をかけてほめたり、励ましてあげたりすることが大切です。

- あなたは、承認や賞賛、励ましなどの言葉をたくさんもっていますか？
- より具体的に声をかけていますか？
- 生徒に応じて、声のかけ方を工夫していますか？

自己存在感を与えるために

**(18)生徒の実態を把握し、授業のどの場面でどの児童・生徒を生かせるか工夫していますか？**

- 一人ひとりの児童・生徒がどんな特性を持ち合わせているか？どんな学習状況にあるか？等を的確に把握し、個に応じた指導を行うことは、学力の向上を図る上でも大変重要なことです。そして、授業のどの場面でどの児童・生徒を生かせるか工夫することで、「オレにもできるんだ」と自信をもたせ、周りからも「〇〇さんすごいね」と認めてもらうことができるようになります。

- あなたは、生徒の実態を的確に把握し、指導に生かせるようにしていますか？
- 授業の中で、どう生かすか工夫して取り組んでいますか？
- 生徒の実態を固定化してとらえてはいませんか？

自己存在感を与えるために

**(19)多様な考えを提示して、お互いの考えに気付かせる工夫をしていますか？**

- 教室には、様々な児童・生徒がいます。一人ひとり、ものの見方や考え方も違って当然です。ですから、多様な考えを提示し、お互いの考えに耳を傾けさせることが必要です。相手の考えを認めたり、尊重したりすることは、その存在感を認めることにつながります。つまり、教室に居場所があるということになります。このようにして、児童・生徒間でも存在感を認め合わせるようにしていきます。

- あなたは、多様な考えが出されるような発問の工夫をしていますか？
- お互いの考えの違いに気付かせるようにしていますか？
- 話の聞き方についての指導にも気をつけていますか？

自己存在感を与えるために

**(20)発言をしない生徒への心配りに努めていますか？**

- これは(11)と対になっています。「どんな発言でもとりあげ大切に」といっても、対象となっているのは、あくまでも発言をしている児童・生徒です。より多くの児童・生徒が（できれば全員が）発言をしているのなら話は別ですが、ひょっとしたら限られた一部の生徒しか発言をしないような授業になってはいないでしょうか。発言をした児童・生徒は存在感を認められていきますが、発言しなかった児童・生徒はどうでしょう。ですから、発言をしない児童・生徒が自分の考えを表現できるような学習形態の工夫も大切です。

- あなたは、発言している生徒はもちろん、発言していない生徒たちへ目を向けていますか？
- 発言しない生徒でも発言できるように配慮していますか？
- 個への対応と集団への対応のバランスに気をつけていますか？

共感的人間関係を育成するために

### (21) よい姿をほめ、好ましくない姿は正すようにしていますか？

- 「こんな学級をつくりたい」「こんな学習集団にしていきたい」という願いを、誰しもが抱いているでしょう。それを実現するためには、よい姿をほめていくとともに、好ましくない姿は正すことが大切です。教職員がそのような姿勢を示すことで、児童・生徒間でも認め合ったり、注意し合ったりして、共感的人間関係を作り上げることができます。

- あなたは、よい姿をほめるようにしていますか？
- 好ましくない姿にはきちんと正対し、それを正すようにしていますか？
- 生徒の表情に隠された気持ちを理解してあげようとしていますか？

共感的人間関係を育成するために

### (22) たどたどしい発言でも言い終わるまで待ったり、的外れの考えや意見のように思われ ても、熱心に聴いたりしていますか？

- すべての生徒が、理路整然と自分の考えを発表できるわけではありません。なかなか話がまとまらなかったり、ポイントがずれた発言をしたりする生徒も決して少なくはありません。大事なことは、「うん、うん」とうなずきを入れたりして肯定的に受けとめるとともに、どんな発言でも、終わりまで熱心に聴いたりすることです。教職員がこのような態度で児童・生徒に接していくことが、共感的人間関係の育成につながります。

- あなたは、生徒の発言に対して最後まで聴くようにしていますか？
- 聞き上手となるよう、心がけていますか？
- 要約やくり返しなど、生徒への言葉かけを工夫していますか？

共感的人間関係を育成するために

### (23) 間違っただ応答を笑わないように指導していますか？

- ユニークな発言や機知に富んだ発言は、教室に笑いを生み出し明るく温かな雰囲気をつくり出します。しかし、間違いに対してあざ笑ったり、馬鹿にしたり、あるいは冷やかしたりするようなことに対しては、毅然と指導をしなければなりません。互いに認め合う中で共感的人間関係が作られていきます。

- あなたは、間違っただ応答を笑わないように指導していますか？
- 間違っても安心という雰囲気を作るようにしていますか？
- 生徒の様子からいじめの可能性も考え、担任と連携をとって対応していますか？



共感的人間関係を育成するために

**(24) 児童・生徒一人ひとりを受け入れてほめ、児童・生徒の人間性を認めるようにしていますか？**

- 実際はなかなかウマが合わない児童・生徒や、こちらが心を開いても受け入れてくれないような児童・生徒もいます。しかし、ありのままの児童・生徒を受け入れ、そして児童・生徒の人間性を認めるようにすることは、教職員としての基本姿勢の一つです。このような姿勢を見せることが、共感的人間関係を育成していくためには大切なことです。

- あなたは、生徒一人一人を受け入れてほめるようにしていますか？
- また、生徒の人間性を否定するような叱り方をしていませんか？
- 共通理解を大切に、チームで対応するようにしていますか？

共感的人間関係を育成するために

**(25) チャイムと同時に授業をはじめ、チャイムと同時に授業を終えるようにしていますか？**

- 児童・生徒に要求する以上、教職員もまた同じ努力をしなければなりません。一方的なものでは共感的人間関係は生まれません。ですから、「時間を守りなさい」と指導する以上、教職員もまた時間に対してけじめをもたなければなりません。まず、教職員が範を示す必要があります。その一番が、「チャイムと同時に授業をはじめ、チャイムと同時に授業を終える」ことでしょう。教職員が時間に対してルーズであれば、児童・生徒もその影響を受けてしまいます。

- あなたは、チャイムと同時に授業を始めるようにしていますか？
- また、チャイムと同時に授業を終えるようにしていますか？
- 授業が延びてしまった時には、反省をし、次の授業への配慮をしていますか？

共感的人間関係を育成するために

**(26) 友だちの意見に声を出してうなずいたり、拍手したりするよう促していますか？**

- 共感的人間関係は、教職員と児童・生徒の間で育成されるものだけではありません。児童・生徒相互でも育成をめざすべきものです。周りから認められ受け入れられるような温かな雰囲気集団の中に作り上げていくことが大切です。うなずきや拍手はその一つの表れです。「えーっ！」と否定的なことを言われると、それだけで意見だけではなく、人格まで否定されるような気持ちになってしまうことがあります。

- 友だちの意見に声を出してうなずいたり、拍手したりするよう促していますか？
- 「心で聞く」よう、聞き方の指導を行っていますか？
- 教師が率先してお手本を示したり、よい聞き方をほめたりしていますか？

共感的人間関係を育成するために

### (27) 自己開示をし、児童・生徒から学ぶ姿勢をもっていますか？

- ▶ 「教職員と児童・生徒」という関係はもちろん大事なことです。共感的人間関係を育成していくためには、「人と人」という関係がむしろ大事なことです。教職員がありのままの姿を児童・生徒に示していくとき、共感的人間関係が生まれていきます。ですから、自己を開示し、児童・生徒から学ぶ姿勢をもつことが大切です。

- あなたは、自分のありのままの姿を見せるようにしていますか？
- 生徒とともに考えたり、生徒から学んだりする姿勢を大切にしていますか？
- 生徒による授業評価を取り入れたり、自分の思いを伝えたりするようにしていますか？

共感的人間関係を育成するために

### (28) 相互評価を取り入れ、お互いのよさを認め合うことができるようにしていますか？

- ▶ お互いのよさを見つけ合ったり、それを認め合ったりすることで、児童・生徒どうしに共感的人間関係を築いていくことができます。そのためには評価において、児童・生徒どうしの相互評価を取り入れることが効果的です。

- あなたは、お互いのよさを認め合うようにしていますか？
- 授業の中に、様々な相互評価の場を取り入れていますか？
- 生徒どうしにあら探しをさせるような相互評価をさせてはいませんか？

共感的人間関係を育成するために

### (29) 教職員主導にならず、児童・生徒のテンポに合わせてながら授業をすすめていますか？

- ▶ 教職員が勝手に自分のペースで授業をしていては、児童・生徒からは受け入れられません。まして、「一人一人を大切に」と言っておきながらでは、言動が不一致であり、信頼を欠くこととなります。ですから、児童・生徒をよく見て生徒のテンポに合わせてながら授業をすすめることが大切です。そうすることで、先生は僕たちを大切にしてくれているんだ、と信頼を寄せようようになります。

- あなたは、生徒のテンポに合わせて授業を進めていますか？
- 生徒の様子を見ながら、メリハリをつけて授業を進めていますか？
- 思い切って、時にはゲームやクイズを取り入れていますか？

共感的人間関係を育成するために

### (30) 発言をつなげ、集団での学び合いとなるようにしていますか？

- ▶ 授業の中で共感的人間関係を育てていくためには、集団での学び合いとなるようにすることが大切です。Aさんの意見を受けてB君が賛成意見を述べ、さらCさんが反対の意見を述べていく。そうする中で、考えがより深まりを見せ、より深い理解となっていく。そんな授業を目指したいものです。発言をつなげていくことは、児童・生徒どうしの関係をつなげていくことです。

- あなたは、生徒の発言をつなげるようにしていますか？
- 発言の仕方を指導したり、よい発言の仕方を取り上げてほめるようにしていますか？
- 教室での立ち位置を意識して、授業を進めていますか？

## ■自分の授業をふり返ってみましょう。

### ▶授業を見てもらう

一つは、授業を見てもらうことです。授業参観や研究授業などをおして、あるいは日常的に授業を見せ合うなどして、別な視点から検討してもらうのです。自分では気付かなかったよさを教えてもらうことがあるかもしれません。また、自分ではよかれと思っていたことが、他者からすればマイナスに映っていることも少なくないはずです。特に、中学校においては、教科が違うとなかなか研究会でも話し合いが活性化しない場合もあります。しかし、このチェックリストで示した項目であれば、教科の違いを超えて検討し合うことが可能であると考えられます。

前提となるのは、自由に批評しあえるような環境にあるかどうかです。いわば、教職員間に共感的人間関係が築かれているかどうかです。

### ▶児童・生徒による授業評価

二つめは、児童・生徒による授業評価です。児童・生徒が授業をどう受けとめているか、評価してもらうことです。そうすると、教職員の思いとの差異に気がつくことができます。「自分としては、やっているつもりなのに、児童・生徒はそう思っていない。なぜだろうか？」あるいは、「なるほど、言われてみればそのとおりだなあ」と、教職員が気付かなかった点の指摘を受けるかも知れません。

### ▶他の授業から学ぶ

もう一つは、自分の授業以外の教職員が行う授業から学ぶということも大切です。校内での研究授業のみならず、他校の研究発表に参加し、先進的な取組を学ぶことも有効です。

## 【参考】生徒による授業評価アンケート

# 授業アンケート

このアンケートは、よりよい授業を行うために、みなさんの意見や感想を聞くものです。成績とは関係ありませんので、素直な意見を聞かせてください。

年 組 番 名前 教科名

*あてはまるところを、○を書いてください。		あてはまる	どちらかと言えばあてはまる	どちらかと言えばあてはまらない	あてはまらない
1	先生の板書の仕方は分かりやすい。				
2	先生の話し方や説明の仕方は分かりやすい。				
3	先生は、授業のねらいをはっきりと示している。				
4	先生は、さまざまな教材や機器を活用して授業を進めている。				
5	先生の授業では、やる気が出てくる。				
6	先生は、ほめて自信をもたせようとしている。				
7	先生は、名前と呼んでくれる。				
8	先生は、一人一人によく声をかけてくれる。				
9	先生は、失敗や間違いをしても温かく見守ってくれる。				
10	先生は、分かるまでていねいに教えてくれる。				
11	先生は、授業のはじめと終わりの時間を守っている。				
12	先生の授業の進め方は、ちょうど良い。				
13	先生の授業は、質問や発言をしやすい雰囲気である。				
14	先生は、忘れ物や私語など、きちんと注意している。				
15	先生の授業では、教え合ったりする場がある。				

授業に関する感想や要望などがあったら、書いてください。

ご協力ありがとうございました。

## 留意事項

1～5は主に「自己決定の場を与えること」に関して、6～10は主に「自己存在感を与えること」に関して、11～15は、主に「共感的人間関係を育成すること」に関する質問事項です。



## 【参考】授業のユニバーサルデザイン化

- 全ての子どもたちにとってわかりやすい授業をつくる手立てのひとつとして、「ユニバーサルデザインによる授業づくり」があります。

### ユニバーサルデザインとは

- ユニバーサルデザインとは、昭和60年(1985年)にアメリカノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏(建築家・工業デザイナー)が提唱した考え方です。誰にでも使うことができる、使い方が簡単にわかる、使う人に必要な情報が簡単に伝わる、少ない力で効率的に使えるなど、あらかじめ、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることを言います。
- 学校教育の現場においても、子どもの多様性を前提とし、様々な教育的ニーズを踏まえて教育をデザインする考え方が求められています。例えば、筑波大学附属小学校教諭 桂聖氏は、授業のユニバーサルデザインを「特別な支援が必要な子を含めて、通常学級の全員の子が、楽しく学び合い『わかる・できる』ことを目指す授業デザイン」と定義し、研究を進めています。

### ユニバーサルデザインによる授業に向けて

- どの子どもも学びたい、理解したい、できるようになりたいという気持ちを持っています。学習とは単に知識を習得することではなく、生涯にわたって学習意欲を持ち続け、自分自身に合った方法で学習し、その成果を発揮することでもあります。
- 学級集団の中には、好みの感覚様式による学習スタイル(見て学ぶ、聞いて学ぶ、体を動かして学ぶ)をもった多様な子どもたちがいます。それぞれに、情報の受け取りやすさ、理解しやすさ、考えやすさ、覚えやすさが異なっています。例えば、図や絵、文字のような視覚情報で提示されると理解しやすい子どももいれば、順序立てて話してもらった(聴覚)ほうが理解しやすい子どももいます。また、読む(視覚)ほうが楽に覚えられる子どもや書く(運動感覚)ほうが楽に覚えられる子どももいます。
- 学校では、聴覚から入る情報が多くなることがしばしばあります。一つの方法(学習スタイル)に限定された指導で全ての子どもの学習を進めようとする、学びにくさを感じる子どももいます。そこで、視覚や運動感覚の活用を取り入れ、複数の学習スタイルに合わせた授業をすることが必要になってきます。
- このような授業の中で、子どもたちが学びやすい感覚様式を選びながら学習することは、自分の学習スタイルを自覚することにつながります。多様な学習のスタイルを考慮した授業デザインを考えることは、多くの子どもにとって、学びのあるユニバーサルデザインによる授業につながっていきます。また、子どもたちが安心して学習に取り組める環境づくりも大切です。学習に集中しやすい教室環境や間違いや失敗が許容され、安心して過ごせる人間関係なども、ユニバーサルデザインによる授業づくりにおいて欠かせない要素です。
- 子どもたちの学習スタイルや学級、学年などの集団の様子を考慮しながら、多くの子どもにとって学びのある授業デザインの工夫をしてみてください。

## 【参考】教室環境の工夫

- 児童・生徒が注目すべき情報に注目し、落ち着いて活動に取り組めるようにするためには教室の環境整備が必要です。「今は何をやる時間なのか」「次にすることは何なのか」が伝わりやすいように、教室の環境を整備しましょう。
- これを教室の「構造化」と言います。

### 教室の構造化のためのポイント

#### ポイント①整理整頓された環境を作る（物理的な構造化）

- ・ 机の位置を決めて、視覚的にすっきりした印象の環境を作ります
- ・ 授業の最後に、配布したプリントや資料をファイルに綴じる時間を確保します（机やロッカーの中が雑然としないよう、その時間ごとに片付けます）
- ・ 登校したら、毎日、机やロッカーの中を整理整頓する習慣をつけさせます
- ・ ロッカーやフックには「何を入れるのか」「何をかけるのか」が分かりやすいように写真やイラストを活用し、見て分かるような提示をします

#### ポイント②前面はできるだけシンプルにする（妨害刺激の撤去）

- ・ 掲示物が視野に入らないよう、掲示は教室の後方を使うようにします
- ・ 黒板の横にロッカーや戸棚がある場合は無地のカーテンなどで覆います
- ・ 黒板に書いておくことは、日付、日直、スケジュールなど、必要最低限にします
- ・ 授業で使った掲示物やマグネットなどは、授業が終わったらすぐに片付けます
- ・ 風で動くカーテンも余計な刺激の一つです（カーテン留めで固定しましょう）

#### ポイント③スケジュール（時間の構造化）を提示する

- ・ 基本的な1日のスケジュールは前面の黒板に提示します（必要に応じて個人の机上にも掲示しましょう）
- ・ 予定の変更は、口頭で伝えるだけでなく、目立つように板書します（見て確認できることが重要です）
- ・ 終わりがはっきり分かるような指示の出し方をします（例「プリントは2枚です」「10 ページまでやります」「あと5分で終了です」等）

### 3 特別活動・道徳教育と児童・生徒指導

学級活動における児童（生徒）の自発的、自主的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童（生徒）についての理解を深め、教師と児童（生徒）、児童（生徒）相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

小（中）学校学習指導要領 解説 第6章特別活動 より

- 特別活動の指導は、個々の児童・生徒や集団での生活や活動の場面において、児童・生徒の自主性や自発性を尊重しながら展開します。児童・生徒の積極的な活動が展開されていくためには、深い児童・生徒理解と相互の信頼関係を前提とした児童・生徒指導の充実が必要です。

#### ■特別活動と生徒指導

- 所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ
- 集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ
- 集団としての連帯意識を高め、集団(社会)の一員としてのよりよい態度や行動の在り方を学ぶ

- これらの内容は、特に学級活動と深く関わっています。日々の学級活動の充実に努めましょう。

- また、児童・生徒指導は、学業指導、適応指導、進路指導、社会性指導、道徳性指導、保健に関する指導、安全に関する指導、余暇指導などの部面に分けて考え、計画されることがあります。いずれの部面も、特別活動の全体、なかでも学級活動の活動内容と密接な関連をもっており、このことから学級活動の時間は、児童・生徒指導が中心的に行われる場と言えます。

#### 特別活動において児童・生徒指導の面から重視したい取組例

##### 全ての児童・生徒に「自己存在感」を与える取組として

- 一人ひとりの児童・生徒が、学級のよりよい生活づくりに貢献できるよう、係活動や学級組織の中で、自分のよさや得意なことを生かして活動できるようにする取組（学級活動）
- 運動会（体育祭）などの「学校行事への協力」の活動の中で、児童・生徒が役割を分担し、それぞれの個性をよりよく生かしたり、発揮したりして活躍できるようにする取組（児童会・生徒会活動）
- 文化的な活動やボランティア活動などに、学校や地域の一員として主体的に参加し、自分らしさを発揮して貢献できるようにする取組（学校行事） など

##### 全ての児童・生徒相互の「共感的な人間関係」を育てる取組として

- 学級として取り組むことや自分が取り組みたい目標や内容などを決める際、また実際の活動場面やその振り返りの際に、互いのよさを認め合い相互の信頼を高め合えるようにする取組（学級活動・ホームルーム活動）
- 児童会・生徒会が主催する異年齢交流活動などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら集会活動などを楽しめるようにする取組（児童会・生徒会活動）
- 遠足や修学旅行等のグループ活動で、考え方や性別などの違いを超えて、互いに協力できるようにする取組（学校行事） など

「自己決定」の場や機会を設け、全ての児童・生徒に自己実現の喜びを味わわせる取組として

- ▶ 学校や家庭でのよりよい生活や学習の在り方について、その方法や内容などのアイデアについて情報交換をし合い、自分に合った具体的な実践課題を決め、努力して改善が図られるようにする取組（学級活動）
- ▶ 上級生によるクラブの紹介や見学などをもとに、自分に合っていると思ったり挑戦してみたいと思ったりするクラブを決め、目標をもって参画できるようにする取組（クラブ活動）
- ▶ 集団宿泊活動などに学級や自己の目標をもって参加し、達成感を味わえるようにする取組(学校行事) など

## ■ 道徳教育と児童・生徒指導

- 「特別の教科である道徳」を要として、学校の教育活動全体を通して行うものであり、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤を養います。
- 道徳教育は、児童・生徒の道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性の育成を直接的なねらいとしているのに対して、児童・生徒指導は、児童・生徒一人ひとりの日常生活場面における具体的な問題について指導する機会が多くなります。つまり、児童・生徒指導は道徳的実践の指導において重要な役割を担っているといえます。
- 道徳教育で培われた道徳性や道徳的実践力を、生きる力として日常の生活場面に具現できるように援助することが児童・生徒指導の働きです。道徳教育と生徒指導とは緊密な関係にあるといえます。

## 【参考】キャリア教育と児童・生徒指導

教員は、生徒指導を通して子どもたちが将来、社会の中で自分らしく生きることができる大人へと育つよう、その成長や発達を促したり支えたりする必要があります。

そのため教育現場においては、キャリア教育の視点から、子どもたちの社会的資質を伸ばすとともに、さらなる社会的能力を育成し、それらの資質・能力を適切に行使し、自己実現を図りながら、自己の幸福と社会の発展を追求できる人材の育成を目指すとともに、子どもたちの自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援する体制づくりが望まれます。

- ① キャリア教育では、子どもが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力として、基礎的・汎用的能力の育成が求められています。本県では、「学力向上」・「基本的生活習慣の確立」・「社会性の育成」を三本柱として、これらの能力を育成し、集団や社会の一員として自己実現を図っていく大人へと成長するよう支援していく必要があります。
- ② キャリア教育で育もうとしている力を子どもが獲得できるようにするためには、一人一人が大切にされる人権が尊重された環境のもとで教育活動が展開されることが必要です。そのうえで、「自己存在感を与える」・「共感的な人間関係を育成する」・「自己決定の場や機会を与える」という生徒指導の三機能を意識した教育活動が展開されることにより、キャリア教育の効果を高めることができます。

「生徒指導ハンドブック～豊かな心を育むために」高知県教委（H26）より

## 4 教育相談

教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもありません。

文部科学省「生徒指導提要」より

### ■教育相談の意義

- 教育相談は、一人ひとりの児童・生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することです。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教職員が児童・生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切です。
- 教育相談は、児童・生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教職員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもありません。
- 教育相談は、児童・生徒指導の一環として、その中心的な役割を担うものです。専門機関のように本人や親から自発的に相談に来るのを待つのではなく、小さな兆候（サイン）をとらえて事案に応じて適切に対応し、深刻な状態になる前に早期に対応しましょう。

### ■学校ならではの教育相談とは？

早期発見・早期対応が可能

- 教職員は日ごろから児童・生徒と同じ場で生活しているため、児童・生徒を観察し、家庭環境や成績など多くの情報を得ることができます。問題が大きくなる前にいち早く気付くことができることは、学校における教育相談の大きな利点です。

援助資源が豊富

- 学校では、学級担任を始め、教育相談コーディネーター、養護教諭、児童・生徒指導担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど様々な立場・視点・知見からの相談が可能です。

連携が取りやすい

- 相談機関、医療機関、児童相談所等の福祉機関、警察等の刑事司法関係の機関などとの連携は、困難な問題の解決に不可欠ですが、こうした外部との連携においても、学校という立場から連携が取りやすいことが利点です。

### ■教育相談の組織・計画は？

- 全校を挙げて教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって連絡や調整等を行う組織が必要です。さらに、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談コーディネーターの存在が重要です。
- 組織づくりの次に必要となるのが教育相談計画の立案です。教育相談が十分な成果を上げるためには、その計画が学校の教育計画全体の中に位置付けられていることが必要です。また、年間計画には、相談活動の実施計画を始め、相談室の整備と運営、児童・生徒理解の手立て（心理検査の実施等）、教育相談に関する教職員研修、保護者や関係機関との連携などに関する事項を整理し示します。

## ■教育相談に必要なスキルは？

- 教育相談は、一部の特別な知識と技法を身に付けた教職員のみが行うものではありません。教職員であればだれでも身に付けるべき教育方法の一つです。
- 教育相談を行うためには、①問題を解決する ②問題を未然に防ぐ ③心の発達をより促進する、などのスキルが必要です。

### 問題を解決する（問題解決的・治療的）教育相談の進め方

#### ▶児童・生徒の心理的特質と問題行動についての基本的知識を持つ

児童期から青年期に至る各発達の段階で生じ得る様々な問題（例えば不登校、非行）についての知識を持つことが必要です。また、知的能力や言語能力、心理的特質や発達の課題についてよく理解しておくことも大切です。

#### ▶不適応問題に気付く

児童・生徒の問題を少しでも早く発見し、問題が複雑かつ困難になる前に指導したり対応したりするためには教職員の観察力が必要です。児童・生徒と学校生活の様々な場で関わるのが大切です。

#### ▶実態を更に明確に把握する

気になる行動や症状の表れの意味するものについて更に明確に把握するためには大まかなアセスメントが必要です。心理環境的原因や発達障がいの原因が背後にあるもの等については、教育相談コーディネーターやスクールカウンセラーなどと話し合いながら検討していきましょう。

#### ▶自主的な相談に対応する

児童・生徒の方から自主的に相談に来る場合があります。短い時間でも必ず対応し、時間があるときにまた相談に乗ることを約束するなどしましょう。自主的な相談は、始めは他愛もない話題であっても、そうした何気ない話題の背後にもっと重要な問題が隠れているかもしれない、という予測の下に傾聴することが大切です。いざ話を聞こうとすると沈黙が続く場合もあります。話すための心のエネルギーが枯渇している場合や、教職員に向かって話すことにためらいや抵抗が生じている場合などです。そうした場合にはカウンセリングの技法を援用しましょう。

#### ▶呼出し面接を行う

自主的に来る相談とは異なり、教職員から児童・生徒を呼び出して面接を行う場合、次のような点に留意しましょう。

- ・児童・生徒が「呼出し＝罰」と捉えてしまいがち。
- ・問題を解決しようという意欲に乏しく、他人事のように受け取ってしまいがち。
- ・指導すべき現実的な問題ばかりに気を取られ、教職員も説教的、説論的になりがち。

### 問題を未然に防ぐ（予防的）教育相談の進め方

#### ▶何事も生じていないときの働きかけの大切さ

何事も生じていないときに信頼関係を築いておくことは大切です。日ごろから児童・生徒一人ひとりの「よいところを常に発見する」という姿勢で関わりましょう。教職員自らが自分を率直に表現し、児童・生徒と真摯に関わるよう心がけましょう。

また、保護者とも日ごろから積極的に関わり、児童・生徒理解の一助とするとともに、保護者も知らない子どものプラス情報を伝えるなど、信頼関係づくりに努めましょう。

### 心の発達をより促進する教育相談

#### ▶教育相談でも活用できる新たな手法

次のような手法は、教育相談に必要な人間関係を養うのみならず、狭い意味での児童・生徒指導の手法でもあるといえます。



## 【参考】教育相談でも活用できる新たな手法等

グループエンカウンター	「エンカウンター」とは「出会う」という意味です。グループ体験を通してながら他者に出会い、自分に出会います。人間関係作りや相互理解、協力して問題解決する力などが育成されます。集団の持つプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。学級作りや保護者会などに活用できます。
ピア・サポート活動	「ピア」とは児童生徒「同士」という意味です。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラムです。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねます。
ソーシャルスキルトレーニング	様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法です。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となります。 障害のない児童生徒だけでなく発達障害のある児童生徒の社会性獲得にも活用されます。
アサーショントレーニング	「主張訓練」と訳されます。対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニングです。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指します。
アンガーマネジメント	自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法です。「きれる」行動に対して「きれる前の身体感覚に焦点を当てる」「身体感覚を外在化しコントロールの対象とする」「感情のコントロールについて会話する」などの段階を踏んで怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変えます。 また、呼吸法、動作法などリラックスする方法を学ぶやり方もあります。
ストレスマネジメント教育	様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法です。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング(対処法)」を学習します。危機対応などによく活用されます。
ライフスキルトレーニング	自分の身体や心、命を守り、健康に生きるためのトレーニングです。「セルフエスティーム(自尊心)の維持」「意思決定スキル」「自己主張コミュニケーション」「目標設定スキル」などの獲得を目指します。 喫煙、飲酒、薬物、性などの課題に対処する方法です。
キャリアカウンセリング	職業生活に焦点を当て、自己理解を図り、将来の生き方を考え、自分の目標に必要な力の育て方や、職業的目標の意味について明確になるようカウンセリング的方法でかかわります。

【参考】教育相談で用いるカウンセリング技法

つながる言葉かけ	いきなり本題から始めるのではなく、始めは相談に来た労をいたわったり、相談に来たことを歓迎する言葉かけ、心をほぐすような言葉かけを行います。 例：「部活のあと、ご苦労さま」「待ってたよ」「緊張したかな」 など
傾聴	丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾けます。よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時にこちらから質問します。 例：「そう」「大変だったね」 など
受容	反論したくなったり、批判したくなったりしても、そうした気持ちを脇において、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聞きます。
繰り返し	児童生徒がかすかに言ったことでも、こちらが同じことを繰り返すと、自分の言葉が届いているという実感を得て児童生徒は自信を持って話すようになります。 例：児童生徒「もう少し強くなりたい」 教員「うん、強くなりたい」
感情の伝え返し	不適応に陥る場合には、自分の感情をうまく表現できない場合が少なくありません。少しでも感情の表現が出てきたときには、同じ言葉を児童生徒に返し、感情表現を応援します。 例：児童生徒「一人ぼっちで寂しかった」教員「寂しかった」
明確化	うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝います。 例：「君としては、こんなふうに思ってきたんだね」
質問	話を明確化する時、意味が定かでない時に確認する場合、より積極的に聞いているよということを伝える場合などに質問を行います。
自己解決を促す	本人の自己解決力を引き出します。 例：「君としては、これからどうしようと考えている？」「今度、同じことが生じたとき、どうしようと思う？」

【参考】 アセスメントとは

「見立て」とも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのか、児童生徒の示す行動の背景や要因を、情報を収集して系統的に分析し、明らかにしようとするものである。硬直している状態をいったん本人や家族の視点に立って見ることで、本人や家族のニーズを理解することもできる。アセスメントを行うに当たっては、校内で組織的対応を行うことが重要である。

例えば、暴力行為には、思春期の心理、発達課題、児童虐待や薬物の影響、友人関係など様々な要因が考えられる。その理解により指導方法が異なるので、要因を情報に基づいて的確に明らかにすることなどが重要である。

【参考】 コーピングとは

生活する中で、「困った」、「つらい」などの否定的感情が要因となり、ストレス反応が生じる。この嫌悪的で不快なストレス反応を低減させ、増幅させないことを目的とした認知機能、又はそのための対処法を指す。児童生徒への共感的立場で理解を図り、対応を考える必要がある。



**【参考】児童・生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの****人間への基本的信頼の欠如**

児童生徒が育つ過程で親を始めとする周囲の人間が児童生徒にとってどれだけ「よい」存在であるのかは児童生徒によって大きく異なる。周囲から大事に守られ、愛され、可愛がられて育てば、児童生徒は人間や自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚し、他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からもほほ笑みや笑顔、言葉で相手に返すようになるだろう。こうした「人間のよさ」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

反対に、寒さや飢えなどから守られず、暴力を受けたり放任されたりして育つならば、他者からの働きかけを警戒し、防衛的となり、心を閉ざしがちとなるだろう。言葉の発達や情緒の発達も遅れ、対人関係能力も育ちにくなる可能性がある。「いくらこちらが一生懸命投げかけても指導が根付かない」「教員に心を開かない」「反抗的な態度を取る」「被害感が強い」といった児童生徒の中には、こうした「人間のよさ」の体験が欠如しているばかりか、児童虐待や家庭内での大人同士の暴力などによって「人間の恐ろしさ」を体験してきた児童生徒も少なくない。

「基本的信頼感が欠如している」と感じられる児童生徒に対しては、教員が、まずは自分だけでもこの子に「人間のよさ」を感じさせ体験させたい、と願って働きかけることからその児童生徒とのかかわりが始まる。

**心のエネルギーの枯渇**

家庭や学校で安心して過ごせる、自分の気持ちをよく分かってもらえる、充実感を体験する、認められるといった体験が心のエネルギーの源となる。愛される、愛する、大事にする、大事にされる、認める、認められるといった精神的充足が得られることで意欲や成長へのエネルギーが湧いてくる。子どもは家庭でどれだけ心のエネルギーを満たされ学校にやって来るだろうか。学校でどれだけ心のエネルギーを補充されているだろうか。

様々な問題行動はこうした心のエネルギーの枯渇が原因になっていることが少なくない。「気になる行動」は「もっと私のことを気にしてほしい」、「手のかかる行動」は「もっとぼくに手をかけてほしい」というメッセージでもある。不安や放任などで心のエネルギーの枯渇している児童生徒に「がんばれ」「がまんしなさい」などといっても行動には結び付かない。児童生徒は不安と戦い心のエネルギーを満たすことに精一杯で余力がないからである。教員が「安心感を与える」「楽しさや充実感を感じさせる」「よく認め、ほめる」ことを通して児童生徒の心のエネルギーを充足することが、指導を根付かせるために必要である。

**社会的能力の未学習**

児童生徒の問題行動の背景に社会的能力の未学習が存在する場合も少なくない。社会的能力とは社会で生きるための様々な能力である。児童生徒期に必要な社会的能力としては「自己表現力」「自己コントロール力」「状況判断力」「問題解決力」「親和的能力（人と親しく交わる力）」「思いやり」などがある。かつてはこうした社会的能力は幼いころからの家庭でのしつけや地域の人々によって時間をかけて形成されたものである。

しかし現代では、家庭教育の関心が勉強や進学に偏り、社会的能力を育てる家庭教育力の脆弱な家庭も少なくない。地域社会の連帯感の希薄化とともに地域の教育力も低下が指摘されるようになった。社会性の問題は現代の児童生徒の精神発達上大きな問題といえる。

児童生徒が「～しない」ととらえるのではなく「～できない」「～のやり方が分からない」と社会的行動がまだ学習されていない状態、あるいは誤った対応を学習してしまっている状態ととらえる視点が必要である。

## ■育てる（発達促進的・開発的）教育相談という考え方は？

- 教育相談は、様々な問題の解決への援助ばかりではなく、児童・生徒の学習能力や思考力、社会的能力、情緒的豊かさの獲得のための基礎部分ともいえる心の成長を支え、底上げしていくものです。この、いわゆる「育てる教育相談」に関しては、現在様々な考えや方法が導入され試行されている段階であり、学校では、児童・生徒の実態に応じてこうした方法を活用し、互いにその成果を検討し合っています。

### <育てる（発達促進的・開発的）教育相談のポイント>

- ▶ **学級雰囲気づくり**…学級風土。「自由に伸び伸び振る舞える」「温かい」「協力的」「楽しい」「みんなが活躍する」といった雰囲気作りを目指します。そのために教職員はどの児童・生徒も分け隔てなく接し、善悪の基準をはっきりと示し、互いが互いの学びや成長を邪魔しないよう児童・生徒の生活をしっかり見守ることが必要です。
- ▶ **帰属意識の維持**…どの児童・生徒も学級に居場所があることが大切です。集団に帰属することは人間の基本的な欲求であり、魅力的な学級であれば帰属意識を持ちやすく意欲も湧いてきます。教職員は、居場所を見付けられない児童・生徒に十分配慮します。「先生が自分のことを心配し見守ってくれている」という気持ちが帰属意識の芽生えにつながります。
- ▶ **心のエネルギーの充足**…児童・生徒は家庭でどれだけ心のエネルギーを補充されているでしょうか。中には家庭不和や放任などのために心のエネルギーをすっかり吸い取られたような状態で登校する児童・生徒もいるかもしれません。「勉強どころではない」気持ちで学校生活を送る児童・生徒がいるかもしれないという意識が必要です。そうした児童・生徒の存在に気づき、授業や学級活動、部活動の中で心のエネルギーが補充されるよう働きかけます。具体的には、自分の存在を認められ、大事にされている、守られていると感じる学校生活を体験しましょう。また、その児童・生徒なりに達成したことをよくほめ、認めることで、心のエネルギーの充足を図ります。
- ▶ **児童・生徒理解**…児童・生徒の家庭状況や学業成績、身体や行動上の問題など児童・生徒理解に努めます。どのような行動にも「そうせざるを得ない」理由があるという前提で、理解します。
- ▶ **学習意欲の育成**…温かく楽しい学級の雰囲気や教職員の見守り、心のエネルギーの充足、社会的能力の獲得などが学習意欲を支えます。また、分からないときにはいつでも質問できる受容的な雰囲気や教職員と児童・生徒が相互的にやり取りできるコミュニケーション型の授業形態なども、児童・生徒の心に安心感や充実感をもたらし、そこで得られる相互理解は児童・生徒と教職員の関係をより深めるものとなります。また、児童・生徒の興味関心を刺激する教材や授業方法の工夫、意欲が湧くようなほめ言葉、認め言葉などの工夫なども、学習意欲や教職員との信頼関係を高め、児童・生徒の学校適応を促進する大きな要因となります。
- ▶ **学習面へのつまずきへの教育相談的対応**…学習面でのつまずきが不登校や、様々な問題行動につながることは少なくありません。学校生活の大部分を占める授業がよく分からなければ、不安感等にとらわれ自己イメージが低下し、心が学校から離れてしまいます。学習面でのつまずきの原因は①学習スキルや学習方法の未獲得、②学習習慣の未形成、③興味関心の偏り、④学業不振の累積による自己イメージの低下、⑤過期待や過干渉、過支配、放任など親の養育態度、⑥不安や情緒的混乱、⑦発達障がいなど様々なことが考えられ、こうした原因を検討し学校教育の中で改善可能なものに取り組んでいくことが必要です。学習スキルの未獲得が推測される場合には、学習スキルがどの程度獲得されているかを把握する。「板書の仕方」「学習道具の整理方法」「予習復習の仕方」「参考書の利用方法」「授業中の行動」「テストの受け

方」など、学習が成立するための基本的なことが未学習の場合があり得えます。また、学習のつまずきを児童・生徒自身に検討させ、自分の理解状態を把握し、学習方法の改善を模索するのを支援するかわりも大切です。

▶**教職員の指導性**…教育相談は「児童・生徒を無批判に受け入れる」かのように誤解されることがあります。これは、児童・生徒を受容する、児童・生徒の自主性を重んじるということを表面的に理解した結果です。教育相談的配慮で大切なことは、守られた環境の中で児童・生徒が、自由に伸び伸びと学校生活を送れるようにすることです。学校では、時に競争をして切磋琢磨し、時に困難な課題に挑戦して克服する体験をすることも人格形成のためには必要であり、教職員は時にリーダーシップを発揮し、児童・生徒の先頭に立ってモデルを示すことも重要です。

## ■教育相談における保護者との関わりは？

- 保護者と教職員との間にしっかりした信頼関係が形成されていれば、学校で少々児童・生徒の心とズレが生じて、家庭で保護者がそれをフォローし、教職員と児童・生徒の関係は修復されるかもしれません。しかし近年、学校教育に対する保護者の姿勢は様変わりし、教職員が保護者と協力関係をつくるのが「難しい」と感じる場面が増えているようです。
- 教育相談の中で丁寧に保護者の話に耳を傾けていくと、「難しさ」の背後にあるものが見えてくることがあります。教育相談でまず行うことは、攻撃的な言葉の背後に、困惑、悩み、悲しみ、寂しさといったことを感じ、保護者が少しでもゆとりを取り戻すように関わることです。
- また、トラブルの原因となる児童・生徒の問題が大きく、周囲がいろいろと手を尽くしても容易に改善されない場合も「難しい」関係になりやすいです。「だれが取り組んでも難しい」ことを認め合い、責め合わず、様々な人々の力を借りながら根気強く問題に取り組んでいくことが重要です。
- 保護者の価値観も多様化しています。制服、髪型、化粧、行事などに関して様々な意見が寄せられます。保護者と教職員それぞれが一方的に主張し合い相手の言い分に聞く耳を持たなければ、単に水掛け論に終わってしまいます。互いの主張に耳を傾け、それぞれの長所短所を検討し合い、実践してみても結果を再度話し合う、といった冷静な実証的態度こそが必要です。児童・生徒を置き去りにした論議にならないよう、常に自らに問いかけることが大切です。

## <保護者との相談 留意点>

### ▶相談は連絡の段階から

可能な限り直接会って話し合います。また、電話連絡する場合は時間に余裕を持って行います。一方的に伝えたり、そそくさと切ったりすると、それが保護者の不信をよびます。日時をきちんと約束し、複数の教職員で会う時には学校側の参加者を伝えておく配慮も必要です。

### ▶率直に問題を伝える

呼出し面接の時は「とにかく来てください」といったあいまいな言い方ではなく、率直に問題を伝えます。その際「～で困っています」よりも「～なので心配しています」と、子どもの問題解決が目的であることを伝えるようにします。

### ▶来校してくれた労をねぎらう

自発にせよ呼出しにせよ、「雨のなか、大変でしたね」などといった来校した保護者に労をねぎらう言葉をかけましょう。

▶時間は長すぎないよう

長くても1時間から2時間の範囲内にします。少し時間を置いてまた話し合った方が建設的に展開しやすいものです。

▶プラスの情報・具体的な話

あらかじめ他の教職員などからも児童・生徒本人についてのプラスの情報を得ておきます。また、理念ではなく具体的な話をするようにします。

▶まずは保護者の話に耳を傾ける

特に自発的に来校した場合には親の訴えにじっくり耳を傾けます。言い訳したり口を挟んだりせずに話を聞きます。また、より正確に問題を把握するために相手の許可を得てノートを取りながら聞くこともよいでしょう。その際、「大事なお話ですから、メモをとらせてください」と断ることも必要です。不明な部分を質問したりしながら積極的に聞きます。相手の話が長くなる場合には、メモを基に要点を確認しながら聞いていきます。

▶問題点を指摘するとき

児童・生徒や保護者の問題を指摘する時は、学校としてはどのようにやっていこうと考えているか、家庭には何をしてもらいたいのかも加えて、前向きの話になるように心がけます。

**【参考】 定期教育相談の進め方**

文部科学省「生徒指導提要」より

- ▶ あらかじめ児童・生徒について何に焦点を当てるかを一人一人定めておく。
- ▶ 成長が見られた点、よくがんばっている点など、プラスの情報を用意しておく。
- ▶ 児童・生徒が自発的に話す場合にはまずは傾聴する。
- ▶ 児童・生徒の話が散漫にならないよう、時々明確化しながら聞く。
- ▶ 何を訴えたいのか、本人はどうしたいのか明確にするために質問を挟みながら聞く。
- ▶ 自発的な相談や話題が出てこない場合には教職員から具体的な出来事やエピソードに基づいて話題を提供する。
- ▶ その児童・生徒なりの問題解決力を引き出すように心がける。

**■ 守秘義務について**

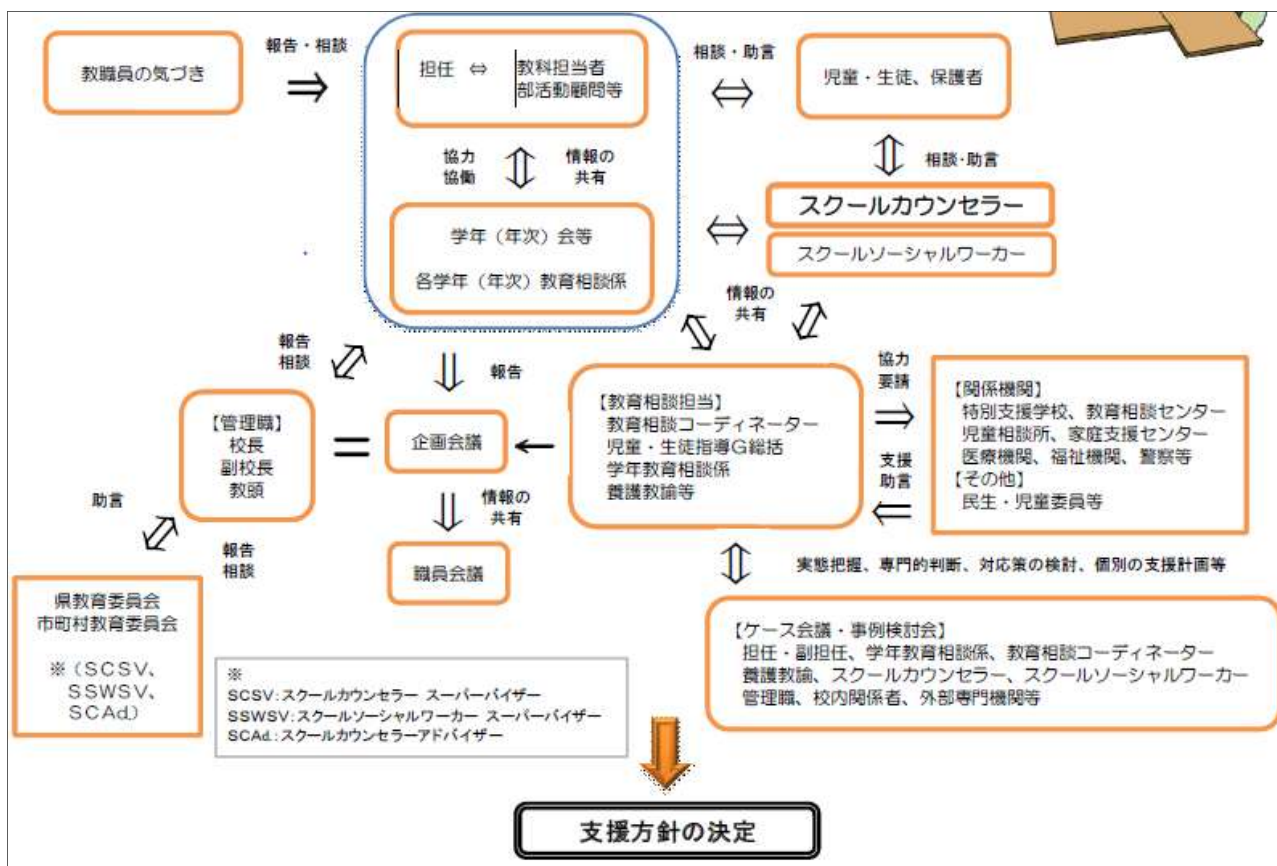
- 教育相談において守秘義務が問題になることがあります。学校では一人の児童・生徒に複数の教職員がかかわります。それゆえ守秘義務を盾に教育的かかわりの内容や児童・生徒についての情報が閉じられてしまうと、学校としての働きかけに矛盾や混乱が生じてしまい、結果的に児童・生徒やその保護者を混乱に巻き込むことになりかねません。学校における守秘義務は、情報を「校外にもらさない」という意味にとらえます。
- 面接の中で児童・生徒から「だれにも言わないで、秘密にして」といった言葉が出たときには、まずしばらく話を聞いた上で、「この問題はどうしても他の先生方と協力して解決していく必要がある」と伝え、児童・生徒の理解を得るのも一つの方法です。また、資料の管理と扱いにも十分に注意してください。

## 5 チームによる支援

### ■児童・生徒を支える学校の教育相談体制

- 学校における教育相談は、特定の教職員だけが行うものではなく、学校の教育活動全体を通じて、すべての教職員があらゆる時と場所において、適切に行うものです。
- また、複雑化・多様化する児童・生徒の問題行動等を解決するためには、学級担任が一人で問題を抱え込むのではなく、管理職、児童・生徒指導担当、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭などの教職員や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家等と連携して組織的に対応することが重要です。
- 組織的対応の有効な方法の一つとして、チームによる支援があります。問題行動等については、チームによる組織的対応によって、早期の解決を図り、再発防止を徹底することが重要です。

### チームでの支援の流れイメージ



神奈川県教委「県立高等学校スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」(H27)より



## 6 スクールカウンセラーとの連携

### ■スクールカウンセラー（SC）とは

スクールカウンセラーは、学校の教育相談体制の中で、いじめや暴力等の問題行動や不登校、発達課題、精神科領域の課題、家庭環境や親子関係の課題等、児童・生徒が抱える様々な課題について、児童・生徒、保護者、教職員に対し、心理的な視点からカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行う心理の専門性を有した方です。

- 各学校では、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）の専門性を最大限に活かしながら連携を図っていきましょう。

### SCの主な役割・業務

#### ■児童・生徒へのカウンセリング

- 相談室で児童・生徒からの相談に対応することに加え、授業を参観したり、休み時間や清掃活動等の場面に直接出向いたりして、児童・生徒との関係を築きながら、日常の様子を把握します。児童・生徒の活動場所や廊下等で声かけや立ち話をする中で、児童・生徒の変化に気づき、問題が顕在化する前に適切な対応につなげることが可能となります。日常の状態を把握することが問題の早期発見につながります。
- そこで学校では、
  - 相談室は、相談する児童・生徒、保護者の立場に立って、相談しやすい雰囲気を創り出す配慮が必要です。
  - 年度始めに、全校児童・生徒にSCを紹介し、SCの来校日等について十分に周知します。
  - あわせて学校の教育相談体制におけるSCの活用方針を明確にし、教職員の間で共通の認識を持つことが大切です。
  - 児童・生徒からの相談を待つだけでなく、教職員が児童・生徒についての情報共有を行ってカウンセリングにつなげる等、SCへの相談を積極的に活用するよう促す必要があります。
  - 「SCだより」等の広報紙等を定期的に発行する等、相談室（カウンセリングルーム）が児童・生徒にとって身近なものとなるよう工夫することが求められます。

#### <相談内容等について>

- 学校における相談は、学校教育の一環として行われているものです。従って、SCが個人でケースを抱えることは避け、教職員の指導に資するように適切に相談の結果をフィードバックする必要があります。
- 相談記録等は、個人が特定されないように配慮して作成し、情報の共有を行います。

#### <養護教諭とSCとの連携>

- 保健室には、教室に入りにくい等心身に課題のある児童・生徒が来室することがあります。そのような児童・生徒の悩みや課題について養護教諭と情報共有を行い、カウンセリングにつなげたり、教職員への助言を行ったりします。

### <児童・生徒の問題行動への対応>

- いじめや暴力行為等の問題行動を繰り返す児童・生徒は、背景に発達の課題や心理的な課題等がある場合があります。学校がよりの確な指導を行うため、行動観察によるアセスメントを通じて、児童・生徒の状態に応じた対応方法や解決に向けた課題の与え方等について、教職員に助言する等、積極的に関わっていくことが大切です。

### <集団に対する働きかけ（ソーシャルスキルトレーニング等）>

- 児童・生徒のコミュニケーション能力の低下が課題となっている現状を踏まえ、教職員にソーシャルスキルトレーニングの方法を教示することや、授業等を活用した講話の方法等を示すことは、児童・生徒の社会性やコミュニケーション能力を高めるために有効な取り組みです。また、「SCだより」等を活用しながら、心の専門家としてSCからメッセージを発信していくことが、全校の児童・生徒に対する支援につながります。

## ■保護者へのカウンセリング

- 学校は、年度始めに、入学式やPTA総会等で保護者にSCを紹介するとともに、SCの来校日や活動内容等の情報を伝える等、積極的に広報を行うことが大切です。また、SCが、各年度の早い時期に、PTAの集まりに参加したり、研修等を行ったりすることで、保護者はSCの役割・業務についての理解を深め、相談しやすくなります。

### <保護者との個別相談>

- 保護者が子どもの状況を理解し、SC等の専門家から適切な対応の示唆を受けることで、子どもとの関係や課題の改善につながる例が多くあります。その際、SCは、保護者の不安や悩みに寄り添うとともに、児童・生徒の発達や心理状態をどのように理解するか等について、わかりやすい言葉で保護者に伝えることが求められます。
- なお、保護者との相談では、児童・生徒に関する内容から大きく離れてしまうことがあります。その場合は、「児童・生徒のこと」を相談する場であることを説明し、保護者自身の課題は、別の相談機関に相談するよう助言する等、適切に対応することが必要です。

### <保護者と教職員（学校）の仲介者的役割>

- 学校と保護者の連携がうまくいかない場合等に、外部の専門家としての立場から助言を行います。例えば、発達の課題がある児童・生徒を専門機関につなげる場合に、教職員から勧めるだけでなく、SCとしての専門的な立場からの働きかけが効果的な場合もあります。

## ■児童・生徒のアセスメント

- 児童・生徒との面談、行動観察等により、児童・生徒が抱える心理的課題をアセスメントし、学校に助言することも重要な役割です。学校は、発達の課題がある児童・生徒に対するアセスメントをSCに求めることがあります。SCは、面談や行動観察等によるアセスメントの結果を、教職員が行う適切な指導・支援に結び付けられるように助言します。SCが行うアセスメントは、心理学的査定であり、医学診断とみなされる行為は行いません。
- 次の4点を参考に、総合的にアセスメントすることが必要です。
  - ア 日常場面（行動観察、授業観察等）
  - イ 個別面接
  - ウ 教職員から聴き取った情報
  - エ 専門機関の診断や検査等の情報

- 特に、エについては、WISC(児童・生徒用知能検査法の一つ)等代表的な発達・知能検査の結果から、学校に必要な対応について助言できるようにしておくことが必要です。また、アセスメントに関する情報を、児童・生徒、保護者、関係教職員に伝える場合には、障がい名だけでなく、子どもの特性として伝え、支援の具体的方法を示します。

## ■教職員へのコンサルテーション

- SCは、積極的に教職員と情報交換を行うことが大切です。会議や打ち合わせといった公式な場面はもちろんですが、教職員との立ち話等も有効な情報交換の場です。

### <個別の児童・生徒に関するコンサルテーション>

- SCは、相談を受けた児童・生徒や、直接、相談は受けてはいないが教職員が気にかけている児童・生徒に関するコンサルテーションを行ないます。SCが知り得た情報は、児童・生徒の指導・支援に必要な情報になりますので、速やかに、必ず情報提供を行います。

### <ケース会議等でのコンサルテーション>

- 学校は、児童・生徒指導に関する打合せやケース会議等に、必要に応じてSCを構成員に加え、専門家としての立場からの意見を求めます。SCは、こうした会議等に参加することで、課題の解決に寄与していくことが求められます。

## ■緊急時の対応

- 学校では、児童・生徒の生命に関わる重大な事故や事件、トラブル等、予期せぬことが起こる場合があります。そのような時、SCは、学校からの依頼に応じて事案に対応する緊急体制に加わり、心理の専門家としての支援を行います。
- 校長が県教育委員会の学校緊急支援チームを要請し、事案への対応を依頼する際には、SCは、学校緊急支援チームからの情報提供や指導・助言を受けながら、心理教育等の支援を行います。
- 危機対応については、日ごろから研鑽を積んでおくことが必要です。

## ■心理に関する研修等の実施

- 教職員や保護者に対し、児童・生徒の心理等についての講話・研修等を行うことは、大変有効です。また、SC個々の専門性に応じて、ソーシャルスキルトレーニング等を実施することも考えられます。
- 研修の形式として、次のようなものがあります。
  - ア 講話、講演等における情報伝達
    - ・不登校の改善
    - ・思春期までの発達心理学的特徴と教育との関係
    - ・仲間関係の適切な構築(友達づくりやいじめ)
    - ・より良い親子関係の構築
  - イ 参加型・体験型研修
    - ・対話トレーニング(ロールプレイを用いて)
    - ・描画等の作業的ワーク
    - ・グループエンカウンター
    - ・リラクゼーション
  - ウ 事例検討会
    - ・不登校
    - ・いじめ
    - ・暴力行為
    - ・自傷、希死念慮、過量服薬、パニック障がい等
    - ・発達の課題等
    - ・虐待
    - ・災害、事件、事故等に関するストレスケア

## ■学校課題への対応

- 校長は、年度始めにSCと面談し、その年度における学校の課題について確認し、その課題へのSCの関わり方についての考えを明示してください。主な学校課題としては、次のような



ものが考えられますが、このほかにも学校独自の課題があれば具体的に示し、学校とＳＣとの共通理解を図ってください。

### <不登校への対応>

- 不登校児童・生徒への対応は、早期発見、早期対応が基本です。ＳＣが対応する中で、児童・生徒が再登校への気持ちをつくれるようにすることが大切です。また、保護者の不安や焦り等の複雑な感情をＳＣが受け止め、保護者が落ち着いて適切な対応を図れるよう配慮することも重要です。
- さらに、学校に全く登校できていない児童・生徒については、担任や学年担当が家庭訪問する際、校長の許可を得て、ＳＣが同行して本人と話をしたり、保護者に対する助言を行ったりすることもあります。

### <いじめへの対応>

- いじめへの対応として、いじめられた児童・生徒への対応はもちろんですが、いじめた側や傍観者である児童・生徒に対するＳＣの対応も大切です。傍観者を含む関係児童・生徒に必要な応じて面接を行い、効果を上げた例が報告されています。
- いじめ防止対策基本法（平成 25 年法律第 71 号）第 22 条には、学校におけるいじめ等に関する措置を実効的に行うため、教職員に加え、心理、福祉等の専門的な知識を有する者を含めて構成されるいじめの防止等の対策のための組織を学校に置くことが定められています。
- ＳＣは、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行について、専門的な視点からの助言等を行ったり、いじめの相談や問題行動等に係る情報について教職員と共有したりしながら、学校組織の一員として対応することが求められています。

### <暴力行為への対応>

- ＳＣは、暴力行為の背景にあるさまざまな要因についてアセスメントし、児童・生徒が適切な行動をとれるように働きかけます。
- ＳＣによる心理面接を受けることで、児童・生徒本人の内省が深まり、課題等への気づきが生まれるという、児童・生徒指導上の効果が期待できます。また、当該児童・生徒の保護者との面接も、子どもと家庭の関係を調整するきっかけとなり、反省と再発防止、適応的な行動を促すことにつながります。

### <発達の課題がある児童・生徒への対応>

- ＳＣは、発達の課題がある児童・生徒の状況や課題についてアセスメントし、教職員に対してコンサルテーションを行います。教育相談コーディネーターや児童・生徒指導担当は、ＳＣからの助言をもとに、当該児童・生徒の課題を整理し、学校の指導・支援方針を立案します。ＳＣと教職員は、発達の課題に合わせた適切な指導・支援方法を共有することが大切です。
- 学校は、必要に応じて、近隣の特別支援学校や県立総合教育センター、福祉サービス等を担当する行政機関、医療等の専門機関と連携します。また、保護者及び児童・生徒の同意のもと、前籍校等からの情報を受けて、指導・支援の参考にすることも効果的です。

### <虐待の通告>

- ＳＣや教職員が、児童・生徒と接していて虐待が疑われるような状態を発見したり、本人から相談を受けたりする場合があります。このような場合は、記録を詳細に残したうえで、速やかに、管理職に報告することが求められます。管理職は、学校判断として、市町村の福祉部局や児童相談所等に相談・通告します。

### <小・中学校の連携>

- 中学校へ配置されたＳＣは、原則として、その域内の小学校と併せて担当します。小・中学校連携の具体的な活動としては、ＳＣが小学校でアセスメントを行い、中学校に情報提供するといった取組みも考えられます。また、市町村によっては、個別支援シート等を作成して、小・中学校でつながりのある支援を組織的に行っている場合もあります。学校から要請された場合は積極的に協力してください。

### <中・高等学校の連携>

- 市町村立の中学校から県立の高等学校に情報を提供することは、原則としてできませんが、必要に応じて、保護者及び生徒の同意のもとに行うことは可能です。中学校でＳＣがどのように生徒を支援してきたのかを、高等学校のＳＣに引き継ぐことで、中・高等学校の継続した支援が可能になります。保護者及び生徒が同意した場合は、高等学校への情報提供に協力してください。

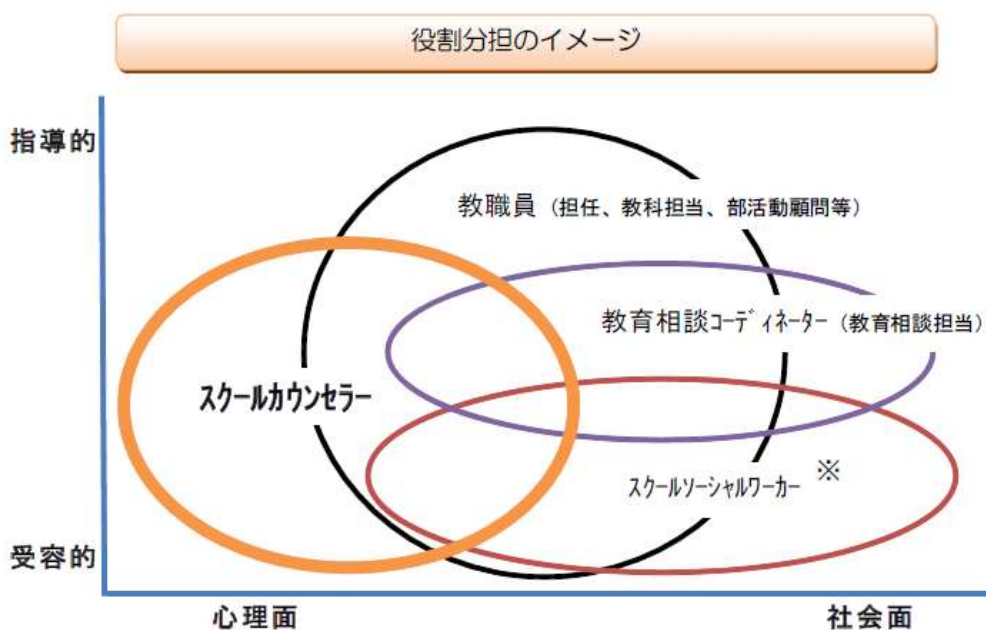
### <関係機関との連携>

- 学校だけでは対応できない相談に対しては、適切に関係機関と連携することが必要です。ＳＣは、初期面接や継続面接でアセスメントを行い、必要に応じてＳＳＷと相談し、適切な機関との連携について、学校に助言する必要があります。関係機関と連携する際には、教育相談コーディネーター等と相談しながら、保護者の意向を確認し、校長の許可を得て行う必要があります。

## ■ 校内教育相談体制についての助言

- 校内組織は学校により異なり、学校によっては教育相談体制が十分に整備されていない場合もあります。改善したほうがよい点があれば、ＳＣの立場から学校に積極的に提案を行ってください。

神奈川県教委「県立高等学校スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」(H27)より



## 7 スクールソーシャルワーカーとの連携

### ■スクールソーシャルワーカー（SSW）とは

SSWは教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する方で、児童・生徒の多様なニーズや課題に対して、児童・生徒が置かれている様々な環境に着目した働きかけや、支援のための関係機関等とのネットワークの構築など、ソーシャルワークの手法による、多様な支援方法を用いて児童・生徒のニーズや課題への対応を図っていく方です。

### ■スクールソーシャルワークとは

- スクールソーシャルワークとは、学校でソーシャルワークの視点や手法を活用して児童・生徒指導を支援することです。ある児童・生徒が抱えている学習面や行動面での課題の解決に向けて、その児童・生徒の課題を社会的側面（児童・生徒の置かれた環境）から捉え、児童・生徒個人への働きかけと併行して、環境自体や、児童・生徒個人と環境との関係にも働きかけることがスクールソーシャルワークの特徴です。

### ■スクールソーシャルワークで大切なこと（基本原則）

#### ○生徒の権利最優先

神奈川県教委「県立高等学校スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」（H27）より

保護者や教職員、ましてSSWからの一方的なとらえ方ではなく、当事者である児童・生徒自身にとって、何が最もよいことなのか、という視点で行動することが大切です。

#### ○本人の自己決定を尊重する姿勢

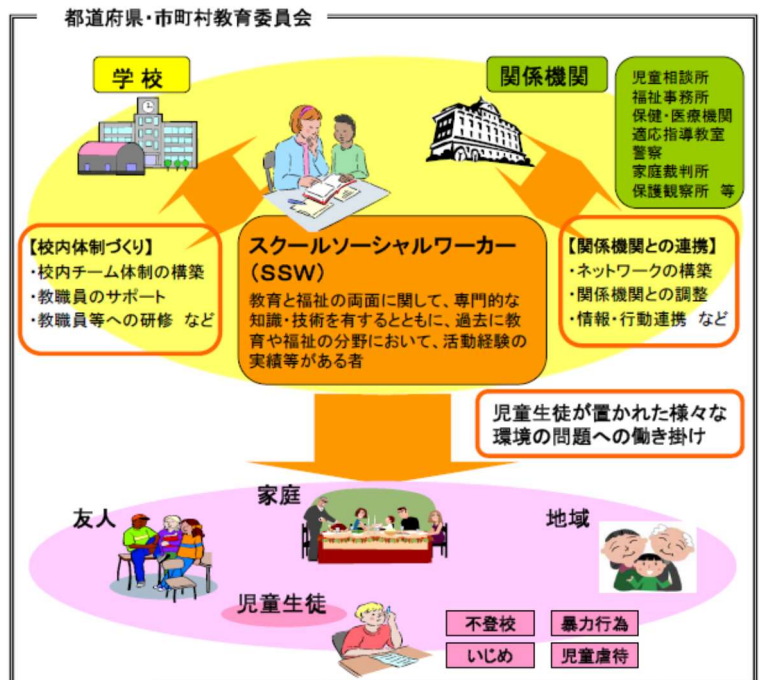
児童・生徒自身の決定が重要であり、児童・生徒自身が課題の解決をすることができるような条件を整え、児童・生徒のパートナーとして、問題の解決にあたって共に取り組む姿勢が大切です。

#### ○エコロジカル・アプローチ（生態と環境との相互作用）の視点

問題や課題の解決を図るためには、原因を児童・生徒個人に求めるだけでなく、環境に働きかけ、児童・生徒が安心できるような環境の調整を行うことが大切です。

#### ○ストレングス（資質・力）の活用

問題や課題をとらえる時に、児童・生徒や家庭が本来持っている資源・力（ストレングス）に焦点を当て、その力をさらに高め・強める働きかけ（エンパワメント）を行い、支援を行うことで問題解決の方向性を考えることが重要です。





## ■スクールソーシャルワークのプロセス

学校におけるソーシャルワークは、次のように進めることが想定されます。

### 1 インテーク（ケース発見・相談）

担任や家庭・生徒本人からの相談や発見したケースの情報を整理しながら、記録します。アセスメントシートを作成することが、情報共有に有効です。



### 2 社会調査・アセスメント

解決すべき問題や課題のある家庭や地域、関係者などの情報から、なぜ、このような状態に至っているのかを探り、見立てます。

- ① 人間の行動には、必ず要因があると考えます。
- ② その要因を、個人と環境との関係の中で見出そうとする。
- ③ 要因を見出すためには、たくさんの情報を集め分析する。



### 3 プランニング（目標と対応方針）

解決に向け事例に合った支援目標の設定と、具体的な対応プランをケース会議等で考えていきます。

目標には長期目標と短期目標があり、具体的に取り組める目標を設定することが大切です。チームにより複数で検討・対応することで、それぞれの立場や見地から見方の違いを確認し、具体的・多面的支援のイメージ(道筋)ができます。

- ④ 要因が見出せたら、それに対する最善の対応策を検討する。



### 4 プランの実行（支援活動）

ケース会議等で話し合われた内容は、役割分担を行いながら、協働して具体的に行います。

- ⑤ その対応策を、関係者で分担して実施する。



### 5 スタディ（評価・モニタリング）

アセスメントからどのような目標やプランを立て、プランに沿ってどのように動いたのか、結果どうだったのかを検証し、見直しを行います。

うまくいったことは継続し、うまくいかなかったことは、アセスメントまたはプランニングが不十分だったのか、実行段階に問題があったのか等を丁寧に検証し、柔軟に修正を行うことが必要です。

- ⑥ 実行した結果を振り返り、次の対応に向け改善する。⇒2アセスメントへ

## ■スクールカウンセラー（SC）との違いは？

- SCは「児童・生徒本人の心」に注目することに対して、SSWは「児童・生徒を取り巻く環境」に注目し、問題の解決を図るといった専門性の違いがあります。
- 学校では、それぞれが持つ専門性の違いと機能について十分に理解を深め、児童・生徒の課題への対応として、いずれの機能が適切であるかを判断し、活用することで、教育相談体制の一層の充実が図られます。
- また、SC、SSW、教職員それぞれの役割が重複していることも多くあります。予めSCや教職員で役割の分担について協議しておき、継続的に話し合いの場を設けることも必要です。協働的・補完的にそれぞれの立場の者が生徒とかかわることがチーム支援で、多面的な支援が可能になります。

## ■SSWの役割、主な職務内容は？

### ○課題のある生徒を取り巻く環境への働きかけ

- いじめ、暴力行為、不登校など、児童・生徒の問題行動等や児童虐待における家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけ
- 児童・生徒への相談活動
- 児童・生徒への相談活動等に関する情報収集・提供

### ○学校内におけるチーム支援体制の構築・支援

- 校内ケース会議への参加とケースのアセスメント（見立て）及び、問題解決のプランニング（解決に向けた目標設定と具体的な手立て）へのサポート
- 社会福祉の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）
- 校内支援チーム体制作りの助言・サポート

### ○関係機関とのネットワークの構築、連携・調整

- 関係機関への訪問、電話による情報交換、打ち合わせ

### ○保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

- 児童・生徒、家族の側に立った活動
- 教職員と保護者との間の橋渡し
- 教職員・保護者への課題解決のために活用できる社会的資源に関する情報提供・サポート

### ○教職員等への研修活動

- 教職員の児童・生徒支援スキルの向上に働きかけ

#### <研修例>

##### ア 講話、講演等における情報伝達

- ・ 生徒、保護者への接し方（相談の受け方・面接の進め方）
- ・ 課題の捉え方とその解決へ向けて（教育相談体制の構築）
- ・ 生徒の中にある資質の見つけ方、生徒が持っている資源の見つけ方や繋ぎ方

##### イ 模擬ケース会議等の参加型・体験型研修

- ・ ケース会議の進め方、資料の作り方、支援体制づくりへのアドバイス
- ・ 生徒への具体的な働きかけ、関係機関との連携への手立て

##### ウ 事例検討会

## SSWと教育相談コーディネーター協働による支援活動の流れ

### ① SSWの周知と相談受付

生徒及び保護者、教職員等にSSWの周知を図ります。相談者からの申し込みの有無にかかわらず、対象者の実情に応じて、教育相談コーディネーター等の教育相談担当教諭が積極的にアプローチすることも大切です。

### ② 情報の収集・整理

生徒の課題や問題行動等を、表面的な行動や現象だけを捉えて指導・支援するのではなく、その背景に隠された要因を探り、情報収集することが必要です。

- ① チームづくり：チームのメンバーとリーダーを決める
- ② 情報の整理：情報の集約と記録する人を決める
- ③ スケジュール等の計画・立案：適切なスケジュール等を計画立案する

### ③ SSWとSCとの連絡調整

生徒の抱える課題等が、主として「心の問題」であればSCにつながります。また、SSWとSCの双方の支援が必要な場合は、両者の共通理解を図り効果的支援が図られるように調整します。

### ④ 校内におけるケース会議の実施

「学年でのケース会議」「校内全体でのケース会議」などの開催を決定し、指導・支援の目標や具体的な手立て、役割分担や期限を検討し、指導・支援方針を立てる。学校だけでは解決が難しい場合には、課題に応じた関係機関に相談する。

- ① アセスメント ② プランニング ③ スタディ
- \* 「はじめようケース会議Q&A」 [神奈川県総合教育センターホームページ](#) 参照

### ⑤ 関係機関を交えてのケース会議

校内で検討した指導・支援方針や整理した情報をもとに、学校と関係機関が話しあい、役割分担をする。



## 8 関係機関との連携

問題行動や不登校等の要因・背景には、学校生活だけではなく、家庭や生育に関することなど、子どもを取り巻く、様々な生活環境が複雑に影響しており、近年、対応・解決が困難な事例が増加しています。そのため、学校だけでは解決できない課題に対しては、民生委員・児童委員といった地域社会における社会資源、児童相談所や保健福祉事務所、警察その他の関係機関と連携・協力して対応することが必要です。

### ■連携とは

- 連携とは、何か問題があった場合に「対応のすべてを相手に委ねてしまうこと」ではありません。学校で「できること」「できないこと」を見極め、学校ができない点を外部の専門機関などに援助をしてもらうことが連携です。
- このような連携は、コラボレーションの考え方を基に行うことが原則です。コラボレーションとは、専門性や役割が異なる専門家が協働する相互作用の過程を指します。具体的には、教育の専門家である教職員が医療や心理の専門家と一緒に、児童・生徒の問題の解決に向けて、共に協力し対話し合いながら、児童・生徒に対し支援を行うことです。

### ■学校が関係機関と「連携する」ための心構えは？

- 学校が関係機関と「連携する」ための心構えとして、これまでのスクールソーシャルワーカーの活動の中から見えてきたことは、
  - 学校が問題を抱え込まず、関係機関に丸投げしないで
  - 学校が主体となって、それぞれの関係機関の役割を明らかにし
  - 専門性を生かしながら、児童・生徒の抱える問題を解決する。
- 機関同士が、お互いに相手のできていないことを指摘し合っているだけでは、問題は解決しません。「児童・生徒にとって何が最善の利益なのか」という視点で、それぞれの専門性を尊重しつつ、今できていることに着目・確認しながら、これからできることや優先すべき課題を整理し、連携をすすめることが大切です。

#### <円滑な連携のためのポイント>

- 学校は各関係機関のできることを、できないことを理解する。
- 学校は児童・生徒の抱える課題やその要因を見出し、学校としての指導方針や中・長期的な指導計画（期限、役割分担など）を明確に示す。
- 校長、副校長、教頭、教育相談コーディネーター、児童・生徒指導担当、養護教諭、学年担当、担任教諭などが「チーム」として児童・生徒に対応する。
- 情報の集約やケース会議の運営、さらに外部との連絡の窓口など、中心的な役割を担う教職員を明確にする。
- 管理職が関係機関との連携について理解し、判断をする。
- 日ごろから連携し、学校と関係機関が顔の見える関係となる。
- 教職員は、児童・生徒への指導・支援に対して、温かく深い「思い」がある。

## 【参考】こんな時、どの機関と連携しましょうか？

教育機関

### (1) 発達・学習など教育全般についての相談

機関名	主な職務内容や特長など	主なスタッフ	備考
市町村教育相談センター	発達、行動、学校生活、家庭生活等の教育に関する相談に対応 ※ 市町村により対応できる内容に違いがあるので事前に把握しておくとうい。	相談員 臨床心理士 医師 など	地域の教育相談センターとして学校や家庭に近く、地域の資源とつながりやすい。
県総合教育センター	3歳から18歳までの子どもの学校教育や家庭教育に関するさまざまな悩みに対応 児童・生徒、保護者、教職員対象の電話・来所・Eメールによる相談センターから学校訪問し、行動観察とケース会議への出席をする要請訪問相談（電話・指定の書式による申込み） 月に1回程度の精神科医による相談（事前予約） カリキュラムコンサルタント（研修会講師） など	相談員 臨床心理士 社会福祉士 医師 など	相談をすすめる中で必要があれば心理アセスメントを行うなど、より専門的な支援につなげる。 保護者に来所相談をすすめる場合は、事前に学校からセンターに電話で相談することが望ましい。
特別支援学校	支援の必要な児童・生徒に対する個別の指導内容・方法についての助言 小中学校の教職員に対する研修の協力 など	教員（地域支援担当） 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床心理士 など	市立・県立 県立学校は県内を6つのブロックに分け、各地域を担当する。 →P. 48

### 円滑な連携のためのヒント

- 教育相談コーディネーターや児童・生徒指導担当が中心となり、課題の整理や学校の指導方針の立案をしておくとう連携が円滑に行えます。
- 相談前にスクールカウンセラーに当該児童・生徒の発達についての見立てなどを依頼して助言を受けることが有効です。
- 関係機関では、保護者に対して相談内容や検査結果などを学校と共有し、連携してよいか必ず確認します。学校が保護者に関係機関を紹介するときは、あらかじめ情報共有することの了解を得ておくとう円滑に連携することができます。
- その際には、関係機関との連携により、学校の指導に対して専門的な見地からの助言を受けられることや、学校で適切な支援を継続することができるなど、その有効性を保護者に説明することが重要です。

## (2) 不登校についての相談

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町村教育相談センター (再掲)	不登校に関する相談 ※ 児童・生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているかを見立て、必要に応じて教育支援センター(適応指導教室)などにつなげる。	相談員 臨床心理士 医師 など	
市町村教育支援センター(適応指導教室)	不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導 不登校児童・生徒の学校生活再会に向けた支援	教員 相談員 など	
フリースクール等	特に定義はないが、民間の運営による不登校の児童・生徒に学習機会を提供しているフリースクールや、居場所としての役割を持つフリースペースがある。	不登校の支援に理解を持った様々なスタッフ	NPO等による運営が盛んになり、支援の窓口が広がった結果、県内には30を超えるフリースペースやフリースクールがある。

### 円滑な連携のためのヒント

- ▶ 教育相談コーディネーターが窓口になるなどして、学校は、教育支援センターやフリースクール等に定期的に出向き、情報を共有することが大切です。児童・生徒の状況に配慮しつつ活動の様子を直接参観したり、児童・生徒とその担任がコミュニケーションできる場面を設定したりすることも重要です。
- ▶ 不登校については、「こころの要因」や「適応の要因」として相談員や臨床心理士を中心に教育支援センターやフリースクール等との連携を図ることも大切です。また、それだけでなく、広く「進路の問題」や「今後の人生の問題」としてとらえ、長期的な展望をもった支援計画を立てることも必要です。
- ▶ 中学生の場合、卒業後の進路の問題として、無理な進学や就労を急ぐあまり、中途退学等いわゆる「ひきこもり」の原因となる場合もあります。児童・生徒が一人ひとりの個性を生かして社会へと参加できるような成長を促したり、また、充実した人生を過ごしていくための道筋を築いていく支援の第一歩ととらえ、学校と関係機関が共通した長期目標を掲げて協働したりすることが大切です。
- ▶ 保護者の協力を得ることが何よりも大切です。そのために教育支援センターやフリースクール等での様子や普段の生活習慣、気持ちの変化などについて定期的に保護者と学校が連絡を取り、その状況を関係機関と情報共有するのも有効な手立てです。また、同様に、保護者と関係機関の情報交換の状況を学校が承知しておくことも大切です。

### (3) 児童・生徒に関わる相談や虐待の通告

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町村児童家庭相談窓口	児童福祉法に基づき、児童・生徒の福祉に関し、情報提供、相談対応、調査、指導を行う第一義的な窓口 児童相談所とともに児童虐待（身体的・心理的・性的・養育放棄等）の通告先 要保護児童対策地域協議会の調整機関 ※ 市町村により対応できる内容に違いがあるので事前に把握しておくことよ。	相談員 保育士 保健師 など	市町村は第一義的に子どもに関わる相談に対応
県児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県・指定都市等に設置。18歳未満の子どもに関する様々な相談（養護相談：子どもの養育等、保健相談：病気や発達等、障害相談：心身の障害や発達等、非行相談：触法・く犯行為等、育成相談：不登校や家庭内暴力等）に対応 児童福祉司や児童心理司が保護者や関係者から児童・生徒に関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施し指導を行う。行動観察や緊急保護のために一時保護の制度もある。	児童福祉司 児童心理司 児童指導員 児童相談員 保育士 保健師 医師 など	県の機関 緊急性・養護性が高く、より専門的判断が求められる相談に対応

#### 円滑な連携のためのヒント

- 教育相談コーディネーター等が中心となり、課題の整理や行動の要因の分析、学校の指導方針の立案をしておくことで連携が円滑に行えます。
- できるだけ家族の健康状況や経済状況、きょうだい関係や本人の生育についての情報を収集し、整理して記録しておくことで有効です。
- 虐待についてその判断をするのは市町村または児童相談所です。市町村または児童相談所への通告は、法に定められた学校及び教職員の義務であり、守秘義務違反にはなりません。（児童虐待防止法第6条第3項）
- 虐待の通告は市町村児童家庭相談窓口が第一義的な通告先となっています。通告は、児童・生徒と保護者に対する「公的支援のスタート」ととらえてください。



**(4) 児童・生徒や保護者の精神保健についての相談**

保健・医療  
機関

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町村保健センター 精神保健福祉担当課 (市町村によっては 子育て支援、健康管理、 障害福祉などの担当課)	精神保健に関する業務 など ※ 市町村により対応できる内 容に違いがあるので事前に把握 しておくとうい。	保健師 相談員 など	
県保健福祉事務所 保健予防課	地域保健法に基づき、各都道府 県・指定都市・中核市に設置 保健予防課は精神保健に関する 業務 「精神保健福祉相談」 ※ 保健福祉事務所により相談 日や時間に違いがあるので事 前に把握しておくとうい。	保健師 福祉職 など	横須賀市、藤沢市 は保健所
県精神保健福祉セン ター	精神保健福祉法に基づき、各都 道府県・指定都市に設置。主な業 務は、精神保健に関する相談、 人材育成、普及啓発、調査研 究、精神医療審査会の審査に関 する事務 など 現在学校で対応に困っている事 例で、教職員が精神科医等の専 門的な助言を得たい場合の相談 に対応(※随時助言型コンサル テーション)	精神科医 保健師 福祉職 など	※市町村教育委員 会から当該の教育 事務所に御相談く ださい。

**円滑な連携のためのヒント**

- 情報収集にあたっては、人権に配慮し慎重に行います。

## (5) 保護者の経済的な問題に関する相談

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市福祉事務所 生活保護担当	生活保護に関する相談、生活保護の実施機関 ※ 市町村により対応できる内容に違いがあるので事前に把握しておくとうい	査察指導員 ケースワーカー など	市
県保健福祉事務所 生活福祉課（鎌倉保健福祉事務所のみ保健福祉課）	生活保護に関する相談、生活保護実施の機関	査察指導員 ケースワーカー 子ども支援員など	郡部 (町村)
	母子家庭の相談、母子寡婦福祉資金（修学資金等）の貸付業務	母子自立支援員 (婦人相談員)	郡部 (町村)

### 円滑な連携のためのヒント

- 情報収集にあたっては、人権に配慮し慎重に行う必要があります。
- 連携支援の必要な児童・生徒が生活保護世帯であるとわかっている場合は、市福祉事務所（町村の場合は所管する県保健福祉事務所）の査察指導員に連絡を取ります。
- 生活保護世帯には、担当ケースワーカーがいます。地区担当制をとっています。生活保護を現在受給していない世帯の場合の相談についても、地域の福祉事務所（町村は保健福祉事務所）に相談することができます。
- 電話でも、制度の概要等の説明や相談等ができますが、生活保護を申請することができるのは、基本的には当事者となります。
- 県保健福祉事務所には、生活保護制度と子育てについての専門的知識をもつ「子ども支援員」が配置されており、生活保護家庭の児童・生徒の日常生活支援や教育支援、就職支援などを行います。学校が子ども支援員と連携しながら、指導・支援を行うことが子どもの自立や進路指導のために有効です。



福祉機関

## (6) DV（ドメスティックバイオレンス）についての相談

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町村DV相談窓口 (市町村によっては福祉、人権などの担当課)	DV防止法に基づく支援 ※ 市町村により対応できる内容に違いがあるので事前に把握しておくとうい。	相談員 など	市役所・町村役場の代表窓口からつなげてもらうとうい。
配偶者暴力相談支援センター かながわ県民センター窓口	DVに関する相談。外国籍の方からの相談や男性被害者相談にも対応	相談員など	県
配偶者暴力相談支援センター かながわ女性センター窓口	DVに関する相談	相談員など	県

### 円滑な連携のためのヒント

- 被害者本人がその事象がDVであることに気付いていない場合が多くあるので、「まず、今困っていることを解決するために相談する」ことをすすめます。
  - DV 場面の目撃は児童への心理的虐待に当たることを認識することが大切です。DV 被害者からの様々な相談を受ける場合は、安全な場所を確保した上で、受容的な態度で接するよう配慮する必要があります。
- <参考> 【受容する言葉】「ええ」「そうですね」「なるほど」など  
 【共感する言葉】「たいへんでしたね」「つらかったですね」など  
 【安心する言葉】「一緒に考えていきましょう」など
- DV 被害者との相談では次の事柄は避ける必要があります。
    - 責めること「なぜ別れないの」
    - 軽視する「今に忘れられる」
    - 否定する「許してあげれば」
    - 分析する「本当はそう思っていないのでは？」
    - 忠告する「家族に話すべきだ」
    - おどすこと
    - 疑う「ほんとうですか？」
    - 同情する「かわいそうに」
    - 指示や命令する「落ち着いてください」
  - 児童・生徒に直接起こるDVとして、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」が考えられます。
  - デートDVについても被害者本人が認識していない場合が多くあるので、同姓の養護教諭やカウンセラーなどの相談の機会を多く持ち、関係機関と連携する必要があります。

## (7) 非行・犯罪行為・いじめなどの相談

(※)

司法機関等  
警察の相談機関

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
県警少年相談・保護センター	警察の設置するセンターであり、児童・生徒の非行、問題行動、しつけ、いじめ、犯罪被害に関する相談	少年相談員・警察官など	県

(※) いじめのうち、犯罪につながるようなケース

### 円滑な連携のためのヒント

- 警察の組織ではあるが少年相談の専門機関であり、少年問題に関する相談・支援や指導を行う機関であるということを、保護者や児童・生徒に説明し、理解を得たうえで紹介することが大切です。

## (8) 外国につながるの児童・生徒への支援に関する相談

その他の  
機関

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
神奈川県立地球市民 かながわプラザ内 あーすぶらざ 外国人教育相談	外国人の教育をテーマに外国につながるの児童・生徒、保護者、学校関係者、支援者を対象に来所、電話などによる相談対応 ＜対応言語＞ 火曜：タガログ語 水曜：ポルトガル語 木曜・土曜：中国語 金曜：スペイン語 ※毎回 やさしい日本語でも対応	常時、外国人教育相談コーディネーターと各言語を母語とするサポーターの計2名で相談対応	あーすぶらざ館内には、他に「一般相談」（仕事、医療、国籍など、くらし全般について）「法律相談」（弁護士への相談）の窓口も併設。 外国語の資料、外国につながるの児童のための学習支援資料・教材、国際理解についての資料等多数揃っている。
公益財団法人かながわ国際交流財団	ホームページにて地域の日本語教室・学習補修教室情報の掲載など、外国につながるの児童・生徒を支えるための様々な取り組みを実施。		

### 円滑な連携のためのヒント

- 学校生活において本人が困難を抱える要因として「言葉の課題」だけでなく、「発達の課題」という視点も必要です。心理等の検査は、日本の文化を理解している、という前提のうえに作成されているため、外国につながるの児童・生徒の診断は難しい場合が考えられます。
- 保護者も日本の学校生活や文化について十分に理解していないことが考えられるので、通訳を始め様々な資源を活用し、保護者を含めた支援も必要です。

## (9) 地域での見守りなど

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
<b>民生委員</b> <b>児童委員</b> <b>主任児童委員</b>	<p>「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、地域住民の保護、保健・福祉に関する援助・指導。</p> <p>「児童委員」を兼ねる。</p> <p>「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等</p> <p>一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。</p>	民生委員 児童委員 主任児童委員	

### 円滑な連携のためのヒント

- 学校行事への参加を依頼するなど、日ごろから顔の見える関係づくりをすることが大切です。

## 9 フリースクール等との連携

不登校とは、多様な要因・背景により結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはなりません。不登校児童・生徒が悪いという根強い偏見を払拭して、学校・家庭・社会が不登校児童・生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立につながることが期待されます。

### ■ フリースクール等では、どのような活動が行われているの？

- それぞれのフリースクール等では、その施設環境や、スタッフの経験や専門性、活動方針等に違いがある、それぞれの団体の強みを生かした様々な活動が行われています。
- 例えば、「自然の中での寄宿や合宿、農作業などの土いじり」、「調理実習やものづくり、科学実験、ダンス、楽器演奏などの体験学習」「国語や数学などの教科学習」については、個別の状況に合わせて基礎的な復習から行うなど、多様なプログラムから、その児童・生徒が主体的に選んで行うことを基本に活動しています。さらに、団体によっては、臨床心理士のスタッフによる専門的な相談活動が行われているところもあります。
- このような活動に時間をかけて取り組む中で、不登校の児童・生徒たちには、少しずつですが、活力が充足されたり、コミュニケーション力が高まっていく様子が見られています。

### ■ フリースクール等との連携

- 不登校児童・生徒への対応については、学校が中心となった様々な取組みを実践しているところですが、子どもたちへの多様な支援のノウハウを持つフリースクール等と連携を図ることは、不登校児童・生徒への支援の大きな原動力となることが今までの取組みの中でも明らかになっています。
- 県教育委員会では、不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るために、平成18年2月に「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」を設置しました。
- 大切なことは、学校に行きたくても行くことができない子どもたちへの支援のきっかけや窓口となるよう、学校や教職員が、フリースクール等の活動内容や支援の手立てについてより深く理解し、お互いに手を取り合い顔の見える関係をつくることです。

### ■ フリースクール等に関するQ&A

Q1：フリースクールやフリースペースって、どんなところですか？

A1：特に定義はありませんが、一般的に、民間の運営による不登校の児童・生徒たちに学習機会を提供しているフリースクールや、居場所としての役割を持つフリースペースに大別できます。いわゆる、サポート校と呼ばれているところは含みません。

現在は、NPO(特定非営利活動法人)等による運営が盛んになり、支援の窓口が広がった結果、県内には多くのフリースペースやフリースクールがあります。



Q 2 : フリースクール・フリースペースでは、どのような人がスタッフになっていますか？

A 2 : フリースクール等のスタッフは、不登校の支援に理解を持ったスタッフが献身的に取り組んでいます。元教職員や教員免許を持つ人、大学などで教育や心理学等を学んだ人、フリースクール等に通った経験がある人や不登校を経験した人、保護者など、さまざまです。

Q 3 : 学習機会を提供しているフリースクール等では、どのような学習を行っていますか？

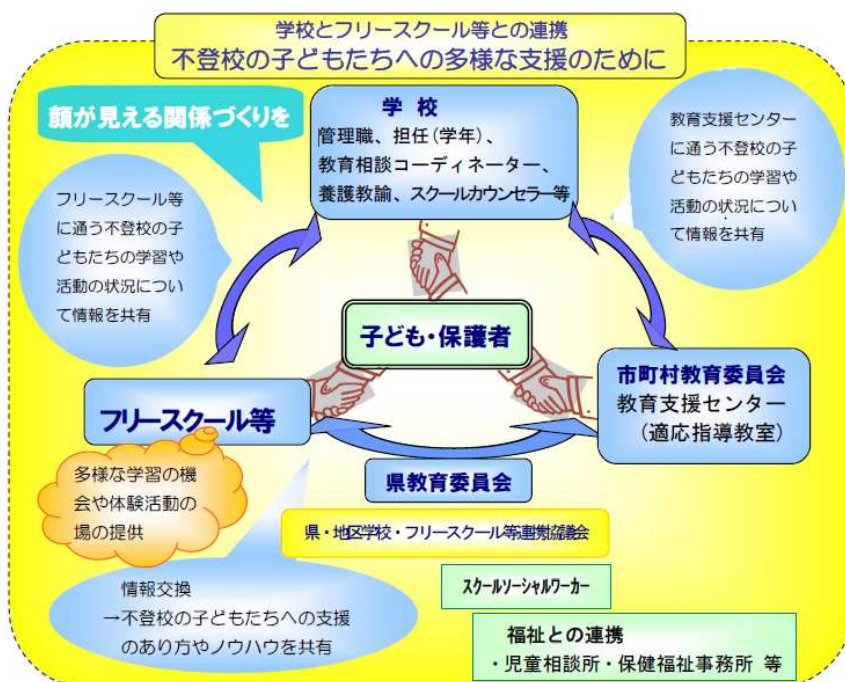
A 3 : 学年に応じた教科学習を行っています。学習に不安を持っていたり学習から遠ざかっていたりする子ども達には、当該学年での履修内容にこだわらず状況に応じての個別学習や数人のグループでの学習を行っています。

Q 4 : フリースクール等には、どのような活動や行事がありますか？

A 4 : 音楽やスポーツ、もの作りや調理など、各フリースクール等が特色のある活動や行事を行っています。また、季節の行事のほか社会科見学や遠足などを行うところもあります。

Q 5 : フリースクール等では、進路指導はどのように行っていますか？

A 5 : フリースクール等では、子どもの社会的自立に向けた視点からの進路相談を随時行っています。また、フリースクール等の中には、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた支援を行う例もあります。フリースクール等に通っている児童・生徒の進路を考えるにあたっては、子どもや保護者の立場になって、学校は、児童・生徒との関わりを持ち続け、フリースクール等と積極的に連絡を取り合ってください。



Q 6 : 学校の出席扱いはどのようになっていますか？

A 6 : 学校がフリースクール等と連絡を取り合いながら学習状況等を確認するなど、一定の条件のもとに在籍校の校長が認めた場合、指導要録上出席扱いとして認められるようになっています。

Q 7 : 通学定期乗車券を購入して通うことはできますか？

A 7 : フリースクール等での支援を指導要録上出席扱いと認められた場合、通学定期乗車券制度を適用できるようになっています。

Q 8 : フリースクールとの連携はどのようにすればよいですか？

A 8 : まずは、フリースクール等を見学することです。フリースクール等では、見学者との懇談を行い、どのような児童・生徒が通っているか、どのような学習・活動・行事が行われているかなど、情報を提供しています。見学後は、学校とフリースクール等がお互いに連絡を取り合い、行き来しながら、児童・生徒の情報を共有することで、学校とフリースクール等の双方から児童・生徒へのよりよい支援を行うことができます。なお、夏季休業の期間には、県学校・



フリースクール等連携協議会主催で県教育委員会が開催している「フリースクール見学会」等も行われていますので、ぜひ参加してみてください。

Q9：フリースクール等では不登校の相談活動を行っていますか？

A9：多くのフリースクール等では、不登校・ひきこもり・いじめ・親子関係の悩み・その他教育全般について相談を受けています。電話相談、来所相談、FAX や電子メール等の形態や受付時間等は、各フリースクール等によって異なりますので、直接、お問い合わせください。

Q10：フリースクール等の会費や費用はかかりますか？

A10：NPO等の民間団体が運営していることから、この費用を参加者も負担することとなります。金額や支払い方法は、フリースクール等によりさまざまです。必要があればそれぞれのフリースクール等にご確認ください。

「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて  
～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」

(H29 神奈川県学校・フリースクール等連携協議会) より

## 6 連携協議会に加盟している県内のフリースクール等

平成 29 年 4 月現在



<p><b>①&lt;横浜市&gt;</b>                      NPO法人 楠の木学園                      NPO法人 くじらぐも                      公益財団法人 こども教育支援財団                      フレンドリースペース金沢                      横浜社会教育研究所 和田文庫                      おっち一塾                      NPO法人 コロンブスアカデミー                      ハートフルみなみ                      こだまの会                      NPO法人 教育ステーション                      NPO法人横浜シュタイナー学園                      フリースクール「みらいのつぼみ」                      LITALICO 横浜</p>	<p><b>②&lt;川崎市&gt;</b>                      NPO法人 フリースペースたまりば                      NPO法人 教育活動総合サポートセンター</p> <p><b>③&lt;相模原市&gt;</b>                      NPO法人 フリースクール鈴蘭学園                      NPO法人 太陽の村                      フリースクール とつぷ</p>	<p><b>⑥&lt;県央地区&gt;</b>                      不登校ひきこもり居場所「あすなろ」(座間市)                      NPO法人 星桂教育研究所(厚木市)</p>
	<p><b>④&lt;横須賀市&gt;</b>                      NPO法人 アガヴェ・よこすか                      NPO法人 湘南国際</p>	<p><b>⑦&lt;中地区&gt;</b>                      NPO法人 そだちサポートセンター(平塚市)                      のぞみ教室(二宮町)</p>
	<p><b>⑤&lt;湘南三浦地区&gt;</b>                      NPO法人 遊悠楽舎(逗子市)                      NPO法人 J-ENEP湘南マザーアース                      (茅ヶ崎市)                      森の仔じゆうがっこう(藤沢市)                      NPO法人 湘南国際サポートセンター                      (藤沢市)</p>	<p><b>⑧&lt;足柄上地区&gt;</b>                      NPO法人 くだかけ会(南足柄市)</p>
		<p><b>⑨&lt;足柄下地区&gt;</b>                      NPO法人 子どもと生活文化協会(CLCA)                      (小田原市)</p>

## 10 家庭や地域との連携・協働

### ■学校と家庭・地域との連携・協働について

- 平成 27 年 12 月、中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が取りまとめられました。この答申では、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一層の推進を図ること等が提言されています。
- 今後、こうした仕組み・制度を活用していく中で、児童・生徒や保護者、多くの地域の方々が、学校教育の様々な場面で関わり、互いのつながりを深めていくことが重要です。児童・生徒は、地域の方々との関わりの中で多様な考えを学び、社会性を身に付け、また、自分の役割を果たすことで自己肯定感や自己有用感を高めることができるのです。

### ■児童・生徒指導における家庭・地域との連携・協働とは

#### ○児童・生徒の発達を促すための連携・協働

現在も多くの学校では、家庭や地域と協力しながらボランティア活動や体験活動など、様々な取り組みを実践しています。児童・生徒指導においては、個々の児童・生徒の自己肯定感・自己有用感の育成や規範意識の醸成など、児童・生徒の健全育成と問題行動等を未然に防止する視点を持ち、学校が、家庭や地域に対し、積極的な情報提供や連携・協働に向けた働きかけを行うことが重要です。

#### ○問題行動等への対応を行う際の連携・協働

現在、児童・生徒指導上の課題は多様化し、その背景・要因には、学校生活だけではなく、家庭や生育に関する事など、子どもを取り巻く様々な生活環境が複雑に影響しており、対応・解決が一層困難な事例が増加しています。そのため、学校のみでは解決できない課題に対しては、家庭はもちろん、地域社会における社会教育関係の団体や社会資源、警察その他の関係諸機関と相互協力して対応することが重要です。

### 【参考】いじめ問題への対応のポイント

～平成 29 年度いじめ問題に係る点検調査結果より～

「学校いじめ防止基本方針について、ホームページや学校便り等で保護者や地域住民に公表し、理解と協力を得るよう努めているか。」（設問 41）

	A		B		C	
	H29	H28	H29	H28	H29	H28
小学校	76.6%	72.3%	23.2%	27.6%	0.2%	0.1%
中学校	77.6%	76.4%	22.2%	23.1%	0.2%	0.5%
高等学校	64.6%	63.4%	32.3%	36.0%	3.1%	0.6%
特別支援学校	68.1%	48.9%	31.9%	44.7%	0.0%	6.4%

いじめ問題に関して、学校は、今のいじめの定義や認知状況、未然防止や早期発見の取り組み等について、保護者や地域の方に積極的に発信し、知ってもらうことが何よりも大切です。

- A : 十分取り組んでいる。
- B : 概ね取り組んでいるが検討・改善の余地がある。
- C : 十分な取組みとは言えず改善の余地がある。

## Ⅲ 課題別の対応・指導・支援

### 1 喫煙、飲酒、薬物乱用

未成年者の喫煙、飲酒は、「未成年者喫煙禁止法」及び「未成年者飲酒禁止法」によって禁止されている行為です。また、薬物乱用は年齢にかかわらず「覚せい剤取締法」などの様々な法律で禁止された行為です。これらの行為による健康被害は、心身が発達途上にある児童生徒にとって深刻な健康影響を及ぼすことがわかっていますが、青少年の薬物乱用は、近年低年齢化の傾向にあることから、喫煙、飲酒も含め、健康に関する現代的な健康課題と受け止めてしっかりと対応をすることが求められています。

#### ■ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導とは

##### ○ 学校教育における考え方

第一次予防の考え方が基本です。第一次予防とは、依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、各個人がきっかけとなる誘因を避けたり、あるいは拒絶したりすることができるようになることを目標とするもので、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導はこうした目標をねらいとして進める必要があります。

なお、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康に関する内容は、学習指導要領の小学校では体育科保健領域、中学校では保健体育科保健分野、高等学校では保健体育科科目保健において盛り込まれています。

##### ○ 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する児童・生徒指導

- ▶ 喫煙、飲酒、薬物乱用から児童・生徒を守るための方針や対策などが校長の責任の下に、適切に決定され、それが全教職員に周知徹底され、共通理解が図られていること。
- ▶ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為に対する方針や具体的な指導方法などについて保護者に周知徹底を図ることにより、保護者の協力が得られるようにすること。
- ▶ 児童・生徒からの喫煙、飲酒、薬物乱用などに関する悩みや友人関係上の問題などを積極的に受け止めることができるように、教育相談体制が確立されていること。
- ▶ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題が起きたときに、速やかに適切に対応することができるように指導方針及び体制が確立されていること。

##### ○ 警察や医療機関などの関係機関との連携

中学校や高等学校では薬物乱用防止教室を開催し、その際、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師などの協力を得つつ、その指導の一層の充実を図ることが必要です。

学校警察連絡協議会などにおける少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性についての情報交換と、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請など、警察と学校関係者などとの連携を一層強化することが重要です。



### 【参考】薬物乱用防止教室について

県では、麻薬取締員や薬物乱用防止指導員を、学校等で開催される薬物乱用防止教室に講師として派遣し、小・中・高校生、PTA関係者等に対して薬物乱用防止思想の普及・啓発に努めています。

詳しくは県HPを参照してください。

### 【参考】喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料

～心と体の健康のために～ 平成23年3月改訂 神奈川県教育委員会

#### 防止教育の基本方針

喫煙、飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の習得と「乱用は絶対に許さない」という意識の高揚及び断る勇気の大切さや、自分自身を大切にする「こころの醸成」を図るため、学校、家庭、地域社会が連携し、学校全体で組織的に、児童生徒の発達の段階に応じた計画的・継続的な取組みを推進する。

#### 学校における具体的な取組み

##### 1 児童生徒に対する指導の充実

###### (1) 教科等指導の充実

学習指導要領の改訂を踏まえ指導内容を見直すとともに、学習指導方法や教材の開発により指導の充実を図る。

- 知識の確実な習得のための聴覚教材の活用や繰り返し学習等
- 思考力・判断力等の育成のための知識を活用する学習活動の導入  
(ディスカッション、ブレインストーミング、実習、実験、課題学習など)

###### (2) 薬物乱用防止教室の開催

現在実施している内容の見直し・改善を図り、中・高等学校は年1回以上開催する。また、小学校においても積極的に開催する。

- 専門家の外部講師を活用した、より実践的な内容の指導
- 教科、特別活動、道徳等と関連させた効果的な指導

##### 2 教員に対する指導・研修の充実

児童生徒に正しい知識と的確な判断力を身に付けさせるため、研修、研究を通して教員の指導力の向上を図る。

- 学校の研修計画に位置付けた校内研修の実施（学校医、学校薬剤師等の活用）
- 校外での講演会や研修講座等への積極的な参加

##### 3 学校・家庭・地域の連携

保護者の意識啓発や地域の教育資源の活用など、学校・家庭・地域が一体となって防止教育を推進する。

- 保護者への意識啓発を図るための「保健だより」等の配付や講演会等の実施
- PTA団体と連携した講演会、街頭キャンペーン等による啓発活動
- 学校医や学校薬剤師等の協力による学校保健委員会の開催
- 相談センターや保健福祉事務所、医療機関等の専門機関の活用



## 2 少年非行

少年非行という用語は、多様な意味に用いられます。学校では、服装の乱れや怠学などを非行と呼ぶこともあります。しかし、非行はそのことによって、児童・生徒や保護者の私生活に関係機関が介入することにもなる重要な概念であり、そのため正確に定義して用いなければ、誤解が生じたり、行き違いから無用なトラブルを招くきっかけにもなり得ます。

### ■少年非行の定義

- 非行を狭くとらえた定義としては、少年法第3条に規定されるものがあります。これは家庭裁判所が審判の対象としたり、警察が検挙したりする場合などに用いられる重要なものです。この場合、非行少年は三つに分類されます。
  - ▶ 14 歳以上で犯罪を行った少年（犯罪少年）
  - ▶ 14 歳未満で犯罪少年と同じ行為、つまり刑罰法令に触れる行為を行ったが、年齢が低いため罪を犯したことにならない少年（触法少年）
  - ▶ 犯罪や触法まではいかないが、具体的な問題行為があって今後犯罪少年や触法少年になる可能性の高い少年（ぐ犯少年）
- 次に、もう少し広く対象をとらえたものに「不良行為少年」があります。これは警察などが補導の対象とするものです。少年警察活動規則第2条に「非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為（以下「不良行為」という。）をしている少年をいう」と規定されています。

### ■少年非行への対応の基本

#### ○正確な事実の特定

事実確認が不十分なまま教職員の思い込みで指導がなされる場合があります。しかし、事実誤認から、児童・生徒や保護者、他の児童・生徒の信頼を失っていることもしばしば見られます。

#### ○本人や関係者の言い分の聞き取りと記録

指導を行う際には、本人や関係者の言い分をきちんと聞き取ることが必要です。また、その言い分を正確に時系列で記録しておくことも必要です。

#### ○非行の背景を考えた指導

どのような非行にもその本人にとっての意味があります。そのことが明らかでない場合、指導がかえってマイナスに働くこともあります。特に児童虐待を受けた場合や、発達面での課題のある児童・生徒の指導については、関係機関との連携を視野にいれた対応を検討することが必要です。

#### ○被害者を念頭においた指導

時に加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落としてしまうことがあります。被害者の気持ちを知ったり、その損害を回復したりすることが、加害者への指導としても有効である場合があります。

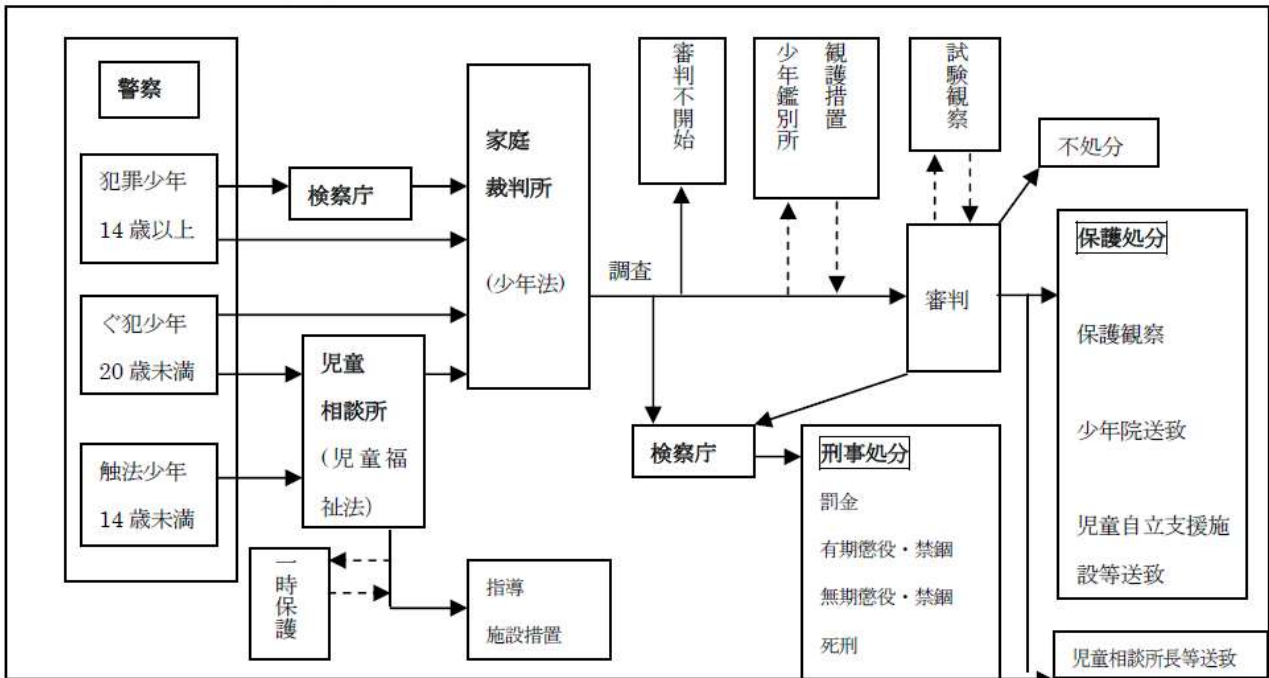


## ■「絆」の大切さ

- 非行に走る児童・生徒は、家庭や学校との「絆」がない、又は、うすれかかっている場合があります。家庭や学校に居場所がなく、居心地の悪さを感じていることや、本当は保護者や教職員に甘えたいのに甘えられず、反抗したりする行動を通して関わりを求めていることがあります。
- 保護者や教職員にとって何よりも大切なのは、「我が子」「我が児童・生徒」という意識で児童・生徒としっかりとつながっていくことです。警察に補導された後や、非行をして家裁で処分や指導を受け、学校に戻ってきた後などのフォローアップの場においても、愛情を持って、しっかり接することが大切です。

## 【参考】少年事件の流れ

文部科学省「生徒指導提要」より



### 3 インターネット・携帯電話等に関する課題

近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、児童・生徒が、無料通話アプリや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等の利用などを通じて、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」、ネット詐欺・不正請求などの「ネット被害」、SNS によるトラブルなど、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。

#### ■新たな課題への対応が必要

- 誰もが情報の送り手としての役割を担うようになった今の情報社会では、ネットワークを介して瞬時に情報が世界中に伝達され、予想もしない影響や誤解を生じる可能性が広がっています。「ネット依存」や「SNS でのトラブル」をはじめ、「ネット被害」、「情報セキュリティ」に関する問題が児童・生徒の間で起こっています。
- 日常生活では、1 対 1 で時間をかけて理解し解決していくことも、インターネット上では不特定多数の人への情報発信に即断が求められることがあります。しかし、多くの児童・生徒はこれらの危険性や特性に対して無防備で理解不足のため、トラブルに巻き込まれています。
- 安全教育の面から危険を回避するための知恵とともに、情報社会の特性や仕組みを理解し、主体的に判断する力を養うことが求められています。特に主体的な判断力を育成するには、発達段階に応じた体系的な指導が必要です。

#### ■問題の本質は？

- 情報モラル教育の必要性は理解できても、「様々な問題があり過ぎて、どこから手を付けて良いか分からない」、「技術がどんどん進化していくのでついていけない」など、指導する内容に自信が持てず、すぐに取り掛かれない場合があります。しかし、ネット依存、コミュニケーションのトラブル、ネット被害等の問題の多くは、技術やサービス内容が進化して様々な問題を抱えているように見えますが、その本質はほとんど変化していないことが種々の研究で明らかになってきています。
- 児童・生徒が情報モラルの大半が日常モラルであることを理解し、さらに情報技術の基本的な特性を理解することで、問題の本質を見抜いて主体的に解決できる力を身につけることができると考えます。

**情報モラル = 日常モラル + 情報技術の特性の理解**

#### ■何を教えなければならないか

- 具体的に情報モラルの指導では、「日常モラルを育てる」「仕組みを理解させる」「日常モラルと仕組みを組み合わせて考えさせる」という 3 つの視点が必要となります。これは、情報社会が進展しても恐らく不変の構造だと考えられます。

## (1) 日常モラル

「日常モラル」については、情報モラルの判断に必要な不可欠となる道徳的な項目を指導する必要があります。例えば、自分がやりたいことや欲しいものを我慢できるかという「節度」、多くの情報について正しいかどうかを判断するための「思慮」、人とコミュニケーションをとるために必要となる「思いやり」や「礼儀」、情報社会の一員としてルールを守り、正しいことを実行するための「正義」や「規範」等が重要です。

## (2) 仕組みの理解

情報モラルについて適切な判断を行うためには、日常モラルを育てることに加えて「インターネットの特性」、「心理的・身体的特性」、「機器やサービスの特徴」といった、仕組みについて、その概要を理解しておく必要があります。これらについては、専門的な知識を教え込む必要はなく、児童・生徒の発達の段階に応じて理解させることが重要です。

### ●インターネットの特性

インターネットには、「公開性」「記録性」「信憑性」「公共性」「流出性」等の特性があり、これらを児童・生徒の発達段階に応じて理解を深めさせることで、これまでに発生している様々な事件やトラブルの本質を捉えさせることが必要です。

「公開性」について、インターネット上での書き込みは、基本的には広く公開、あるいは公開される可能性があり、世界中の誰からでも見られる可能性があるのだという感覚を持たせることが大切です。友達同士だけでのやり取りだと思って公開のサービスに不適切な写真や情報を掲載することによって起こるトラブルや、閉じられたサービスだと思って発信した情報が公開のサービスに転送されるというトラブルが頻発しています。したがって、インターネット上での書き込みは、どんなサービスであっても公開される可能性があるのだという感覚を持たせると同時に、著作権・肖像権を守って発信しなければならないという意識も持たせなければなりません。

「記録性」について、一度発信した情報は、取り戻せないことが多く、必ずどこかに記録が残ってしまうことを理解させることが必要です。名前を書かない場合も誰が発信したかという記録が必ず残ってしまう仕組みもあります。インターネット上の過去の書き込みを調べることは容易なので、進学や就職等自分の将来を決める重要な場面で、人物評価のために自分の過去の書き込みまで遡って調べられる可能性もあることを理解させる必要があります。

「信憑性」について、インターネット上には誰でも情報を発信できるので、信用できない情報も多く、情報を取得するには正しいかどうかを必ず確かめなければならないという感覚を身に付けさせることが重要です。コミュニケーションを行う相手個人の確認方法だけでなく、セキュリティの意味から信頼できるサイトであることの確認方法を身につけさせることも必要です。

「公共性」では、情報をやり取りする費用は発信者だけではなく、受信者も負担しなければならないため、相手にとって必要のない情報を大量に送りつけることは迷惑であること、インターネットは公共の資源なので、無駄な情報を大量に送受信することは資源の無駄遣いになることを理解させることが必要です。

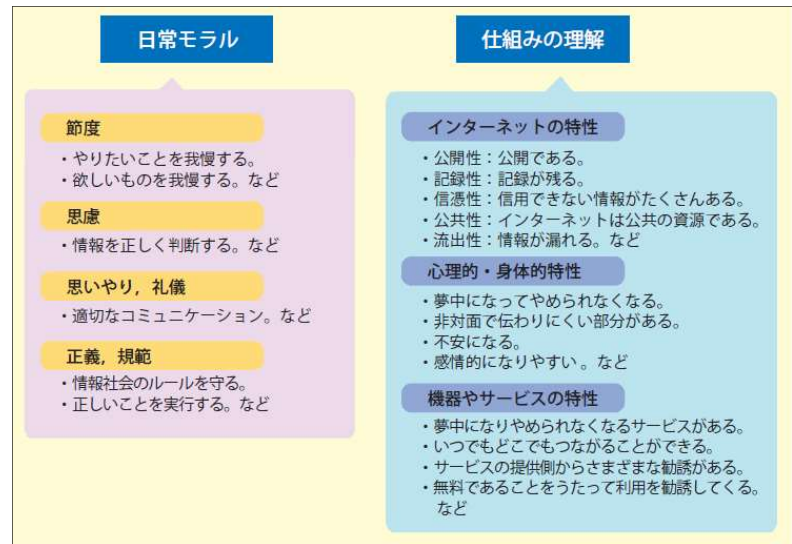
「流出性」は最も危険で、接続しただけで、自分のコンピュータに侵入されることや、情報を取り出されるような危険な仕組みがあるため、信用できないサイトには接続しないことを理解させておく必要があります。

## ●心理的・身体的特性

メディアを介したコミュニケーションの特性は、時代が変わっても大きく変化せず利用されてきました。直接顔を合わせていないので、対面では言えないようなことが言え、文字でのやり取りが中心になるため真意が伝わりにくく、誤解が生じ感情的になりやすいというような特性があります。また、相手の状況が分からないために起こる誤解や受け取る状況や場面によって同じ情報でも感じ方や捉え方が違う場合があります。相手を思いやってコミュニケーションをとることが重要ですが、「どんなに気を遣っても必ず誤解やトラブルは生じる可能性がある」ということをしっかり教えておく必要があります。

## ●機器やサービスの特徴

情報技術の進展によって機器やサービスは変化しています。夢中になりやめられなくなるサービスが大量に提供されており、使い始めるとなかなかやめられなくなり依存になる可能性があることを理解させなければなりません。また、企業側からサービスを使うように様々な勧誘があること、「無料には必ず何か理由がある」ということをしっかり考え、サービスを利用するかどうかを検討しなければならぬということを教えておく必要があります。



## ■判断力を育てるためには

- 情報モラル教育は、日常モラルを育てながら、最小限の仕組みを理解させ、それらを組み合わせて主体的に考えさせることが重要です。上図表で示した構造があることを理解できると、いろいろな問題に直面した際に児童・生徒自身で適切な判断ができるようになります。ある問題事例を取り上げ、上図表を参照しながら、日常モラルのどこに問題があったのか、仕組みについてどの特性と関連しているのかを考えさせ、自分だったらどう行動するかを判断させながら指導するなどの工夫が考えられます。
- 情報モラル教育は、情報機器を使い始める前後の指導が非常に重要になります。児童・生徒の家庭によって、情報機器を持たせる時期は異なるため、全ての児童・生徒に適切な時期に実施するのは困難だと思います。しかし、できるだけ児童・生徒の状況に即した情報モラル教育を実施するために家庭と連携しながら、学校全体で繰り返し取り組むことが重要です。

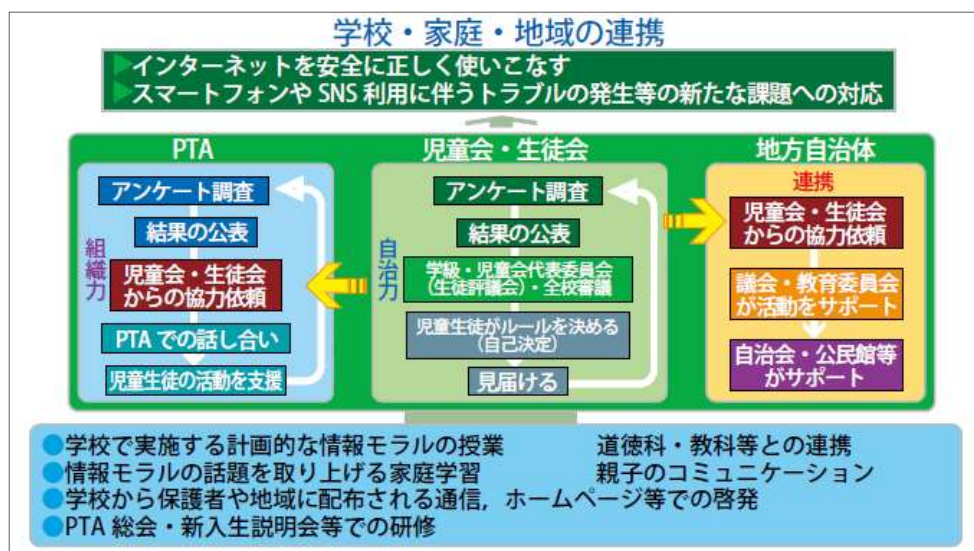
文部科学省委託 情報モラル教育推進事業「情報モラルに関する指導の充実に資する調査研究」  
 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～ 指導の手引き」  
 株式会社 エフ・イー・ブイ より

## 【参考】 コラム 児童会や生徒会の自治と情報モラル

横山 隆光 (岐阜女子大学文化創造学部 文化創造学科 准教授)

児童会や生徒会活動は、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、児童生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。児童会や生徒会活動のひとつとして、スマートフォン等によるトラブルの防止を取り上げて、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成し、成果をあげている学校が増えている。

具体的には、この活動は児童会や生徒会が児童生徒の実態を調査することから始まる。児童会や生徒会は、調査結果としてトラブルの種類や件数、事例を収集する。また、平日や休日のゲームやインターネットの利用時間が明らかになる。小学校では「ゲームの時間を減らしたいが、なかなか減らない」、中学校では「インターネットの時間を減らしたいが減らない」等の悩みを抱える児童生徒の実態も明らかになる。



問題が明らかになると、児童会や生徒議会が中心になって

対策を話し合う。全校集会や生徒集会等で、調査結果を全校に周知し、全校の意見を集約する。この意見をもとに原案を作成し、全校で話し合ってルールや約束等を決める。

学校とPTAは、児童会や生徒会活動をバックアップする。児童会や生徒議会活動を支援したり、アドバイスしたりする。また、児童会長や生徒会長がPTA会長に取り組みの支援を求める場を設定する。「インターネットの時間を減らしたいという仲間がたくさんいるので、自分たちで約束を決めて、全校で守っていききたい。インターネットは、家庭での利用がほとんどなので、各家庭で私たちに助言してもらいたい。」と生徒会長がPTA会長に依頼して、生徒会・PTA・学校が連携して活動するといった事例である。

この事例では、PTAは「生徒が話し合っただけの約束なので、全ての家庭で生徒会の決めた約束が履行されるよう支援する」といった申合わせを全PTAに徹底して成果をあげている。さらに、生徒会は、同じ市や町の中学校と協力して、それぞれの学校で話し合い、市内や町内の共通する約束をつくり、市町の首長や教育長に協力を依頼して地域をあげて生徒会活動を支援した事例もある。これらの活動が児童生徒の自主性・主体性を育てるとともに、学校集団としての活力を高め、健全で豊かな学校生活が展開できるような集団を育成することにつながっている。

これら児童会や生徒会活動とともに行われているのが、計画的に進められる学校を中心とした情報モラル教育である。PTA総会や入学者説明会等で繰り返し情報モラルに関する話題を取り上げ、PTAと連携して研修等を継続して最新の情報を伝え続ける。また、情報モラルの題材を扱った授業を計画的に実施し、学校通信等で取りあげて保護者や地域に伝える。授業のワークシートに「おうちの人の意見欄」を設けて、授業の様子を児童生徒が親に説明したり、親子のコミュニケーションを図ってもらうよう工夫したりするといった取り組みである。



## 4 性に関する課題

学校における性に関する教育は、発達段階に応じて、体育、保健体育の教科を中心に特別活動や関連教科など全ての教育活動を通じて実施します。地域や学校の実態と児童・生徒の心身の発達段階や特性を配慮した上で各学校が全体計画を作成し推進しますが、その目標は児童・生徒指導と共通するものです。

### ■情報化の進展により性行動等に個人差が見られています。

- 児童・生徒を取り巻く社会的背景、とりわけ近年の情報化の流れは、パソコンや携帯電話など情報機器のパーソナル化をもたらしています。性をめぐる意識や性行動についても、個人差が極めて大きいことが指摘されています。すなわち、全体的にということではなく、携帯メールの使用頻度が高い児童・生徒や自分専用の情報機器を所有している児童・生徒は異性との交友関係全般を活発化させ、性行動に至る機会を拡大させているのではないかと指摘もあります。

### ■性に関する問題行動や性的被害の防止とその対応

- 性に関する問題行動や性的被害は、学校の管理下だけではないことから、未然防止の取組や発生時においても校内及び校外の関係機関との連携が重要です。

#### <未然防止と早期対応>

教職員による日常の「健康観察」を丁寧に励行することが、児童生徒の問題の早期発見、早期対応につながります。問題や心配を抱えた児童・生徒は、必ず表情や態度などに何らかのサインを発しており、教職員は気付きの感度を高める努力、感性が求められます。

#### <養護教諭と他の教職員との連携>

養護教諭の活動の中心となる保健室は、だれでもいつでも利用でき、児童・生徒にとっては、安心して話を聞いてもらえる場所でもあります。養護教諭は、けがなどの救急処置や体の不調を訴えて来室する児童・生徒を始め、不登校傾向、非行や性に関する問題のある児童・生徒などにも日常的に保健室でかかわる機会が多く、いじめや虐待などの問題を発見しやすい立場にあります。見付けにくい性的虐待や性被害なども、本人からの訴えや健康相談、保健室での会話や様子の観察などで、発見されることがあります。そのため、対応に当たっては、養護教諭と関係する教職員が情報の共有を図り、連携し、援助していくことが重要です。

#### <組織体制の確立>

校長は、問題の対応に当たっては、教職員が得た情報を、教職員間で共有する場を設け、役割を分担して組織的に対応することができる体制を確立していくことが重要です。生徒指導部、教育相談部、保健部などのそれぞれの組織が情報を共有して、効果的に連携を図っていくことが大切です。また、学校は、児童・生徒の安全を確保するため、保護者を始め、警察、その他の関係機関、地域住民などとの連携に努めることが求められます。

#### <地域ぐるみの援助>

児童・生徒に直接間接に影響を与えるものとして、児童・生徒を取り巻く地域環境の問題があり、有害な地域環境に対しては、適切な教育的措置を講ずる必要があります。学校、家庭、地域が緊密な連携の下に、一体となって児童・生徒の健全な成長を妨げる俗悪な出版物や映画、享楽

的な施設など、有害な地域環境を排除し、好ましい環境に浄化していくため、関係業界の自粛、自制を求めるとともに、地域ぐるみの青少年育成活動が展開される必要があります。

### **<性的被害者の心身のケア>**

性的虐待や性的被害などに遭遇した児童・生徒は、外傷後ストレス障がい（PTSD）を引き起こすことも多く、心身に及ぼす影響は深刻なものが多いため、その対応は難しくなります。児童・生徒の聞き取りにも専門的な技術を要することから、性的虐待が疑われる場合は、早期に専門家に相談することが必要です。その上で、養護教諭、学級担任、学校医、スクールカウンセラーなどが連携し、援助していくとともに、児童相談所や医療機関などと連携して対応に当たることが大切です。また、被害に遭った児童・生徒に対して関係者が次々と本人に何度も同じ質問をすることによる二次的被害を避けるなど、最大限の配慮が求められます。

## 5 自殺

自殺は「孤立の病」とも呼ばれています。子どもが発している救いを求める叫びに気付いて、周囲との絆を回復することこそが、自殺予防につながります。自殺が現実起きてしまう前に子どもは必ず「助けて！」という必死の叫びを発しています。学校で毎日のように子どもに接している教師の皆さんこそが、この叫びを最初に受け止めるゲートキーパーでもあります。一人でこの問題を抱え込まずに、周囲の同僚たち、子どもの家族、医療従事者などと協力してこの危機に向き合ってください。

(文部科学省編：教職員が知っておきたい子どもの自殺予防 2009 年)

### ■だれに自殺の危険が迫るのか？

- 児童・生徒の自殺という、最近ではしばしばいじめの有無ばかりに焦点が当てられますが、実際には自殺は様々な要因が複雑に関連して生じるケースがほとんどです。危険因子が多く当てはまる児童・生徒には潜在的に自殺の危険が高まる可能性があるため、早い段階で、専門家から助言が受けられるように働きかけてください。

#### ➤自殺未遂歴

これまでに自殺未遂に及んだことがあるという事実は最も深刻な危険因子です。手首自傷（リストカット）や過量服薬といった、たとえ死に直結しない自傷行為であったとしても、適切なケアを受けられないと、その後も同様の行為を繰り返して、自殺が生じる危険が高くなります。

#### ➤心の病

中・高校生くらいの年代になると、自殺の危険の背景に十分にコントロールされていない心の病が存在する場合があるので、その疑いがあるときには専門医による治療が欠かせません。

#### ➤孤立感

自殺を理解するキーワードは「孤立感」です。児童・生徒が自分の居場所を失ってしまったと強く感じるような状況に陥っていないか注意を払う必要があります。

#### ➤事故傾性

自殺はある日突然、何の前触れもなく起きるというよりは、それに先立って無意識的な自己破壊傾向がしばしば生じます。自分の健康や安全が守れないような行動が起きていないかという点に注意を払います。

### ■自殺に追いつめられる子どもの心理

- 自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるというよりも、長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的です。
  - ひどい孤立感…「誰も助けてくれない」としか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまいます。
  - 無価値感…「私なんかいない方がいい」などといった考えがぬぐいされなくなります。
  - 強い怒り…自殺の前段階として強い怒りを他者や社会にぶつけることもよくあります。
  - 苦しみが永遠に続くという思いこみ…自分の苦しみが、永遠に続くと思ひこみ、絶望的になっています。
  - 心理的視野狭窄…自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態です。

## ■自殺の危険を感じた場合の対応

- 子どもから「死にたい」と訴えられたり、自殺の危険の高まった子どもに出会ったとき、教職員自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなって、「大丈夫、頑張れば元気になる」などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」などと叱ったりしがちです。しかし、それでは、せっかく開き始めた心が閉ざされてしまいます。自殺の危険が高まった子どもへの対応においては、次のような TALK の原則が必要です。

Tell、Ask、Listen、Keep safe の頭文字をとってまとめたものです。

T：子どもに向って心配していることを言葉に出して伝えます。

A：真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構いません。むしろ、これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となります。

L：傾聴です。叱責や助言などをせずに子どもの絶望的な訴えに耳を傾けましょう。

K：危険を感じたら、子どもをひとりにせずに一緒にいて、他からの適切な援助を求めてください。自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者にも知らせて、子どもを医療機関に受診させる必要があります。

- 自殺の危険の高い児童・生徒を支えていくには、学校、家庭、医療機関が緊密な連携を取りながら、長期的な治療計画を立てる必要があります。独力で対応するのではなく、それぞれの立場でできることは何かを考えながら、協力関係を打ち立てなければなりません。

## ■「SOSの出し方に関する教育」について

- 自殺予防教育に関して、国が平成 29 年 7 月に閣議決定した自殺総合対策大綱の中では、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進が掲げられています。
- 学校では、児童・生徒や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、この「SOSの出し方に関する教育」を少なくとも年 1 回実施するなど、積極的に推進しましょう。

### 「SOSの出し方に関する教育」を実施する際の留意事項

- 担任教職員や養護教諭、スクールカウンセラーの他、保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効であること
- 実施の際には、「24 時間子ども SOS ダイアル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行うことが望ましいこと
- 児童・生徒の発達段階に応じた内容にすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて教材や授業方法を工夫すること
- SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方（SOSの受け止め方）についても教えること

## 6 児童虐待

学校教育は、学齢期のすべての子どもに関与することのできる唯一のシステムとなっています。これを踏まえ、児童虐待防止法では、学校及び教職員について、児童の福祉に係る業務を行う他の機関や職と同様、児童虐待を発見しやすい立場にあることを踏まえ、児童虐待の早期発見等に努めるべき努力義務を課しています。

### ■児童虐待の定義

- 「児童虐待防止法」によれば、児童虐待とは保護者が18歳未満の者に対して行う次の4種類を言います。

#### ▶身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（生じるおそれを含むので、外傷がある必要はありません）。

#### ▶性的虐待

わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（ポルノの被写体にするなども含まれます）。

#### ▶ネグレクト

心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

#### ▶心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（家庭に配偶者間暴力があると、その家庭の子は虐待を受けたこととなります）。

- なお、保護者が虐待ではなく「しつけ」だと主張する場合がありますが、親の意向にかかわらず、子どもに悪影響が及ぶような場合には虐待と考える必要があります。

### ■発見・通告について

- 「児童虐待防止法」では、学校、児童福祉施設、病院などの団体や、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師などは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと定めています。つまり、学校関係者は、児童虐待を早期に発見する義務を負っていると自覚し、努力することが求められています。

- また、虐待の疑いがある児童・生徒を発見したら、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと義務付けられています。なお、この通告は、児童委員（民生委員）に仲介してもらってもよいとされています。「児童虐待防止法」は「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」に通告義務を課しており、虐待があったと確証を得ることまで要求しているわけではありません。

- 通告を児童相談所にするのか、市町村にするのかという判断は、法律上規定はありません。日常の連携や児童・生徒の保護の必要性なども考慮しつつも、通告者が判断すればよいことに



なります。また、この通告は公務員などの守秘義務に優先することが、法律上明記されています。なお、通告を受理した機関は、その通告した者を特定させるものを漏らしてはならない、と定められ、通告を行う抵抗感を減少する配慮がなされています。

## ■支援制度

- 通告を受けた児童相談所や市町村は、速やかに子どもの安全を確認し、子どもや家族の状況などについて調査をするとともに、必要に応じて子どもを保護者から分離することもあります。このように、児童への援助は、家庭にいるままで支援する在宅援助と、施設・里親で生活するなどの分離援助に分かれます。
- 在宅援助の基本は、要保護児童対策地域協議会という市町村のネットワークを活用した機関連携によるチーム支援です。虐待が生じる家族は、医療、教育、福祉など多様な問題が複合していることが多いため、一機関だけの援助では改善が難しいからです。
- 施設などへの分離援助については、学齢児の場合一般的には児童養護施設に入所することになりますが、障がい児施設や児童自立支援施設などに入所することもあります。

## ■学校の虐待対応は？

### ○虐待対応の基本知識の確保

児童虐待は、児童・生徒の命が奪われることだけが問題ではなく、心身の成長や行動面に大きな影響を与え、人格面でも問題を残すなど、人生全般に大きな問題を残しやすいことが分かっています。そこで学校は、虐待をなるべく早く発見して、関係機関と連携して対応することが求められていますし、そのためには虐待の定義やその影響、対応の仕組みなど虐待に関する正確な知識を持つことが大切です。

### ○児童虐待の支援の意味

児童虐待は、保護者の根深い課題から生じ、その課題が児童・生徒に深刻な傷として受け継がれることが大きな問題とされています。これは短時間で解決できる問題ではありません。家庭内に配偶者暴力がある場合は虐待と認定されることから分かるように、今日立った問題がなくとも、その児童生徒の心にどのような傷が残されていて、今後どのような問題を生じ得るかを念頭に支援を考える必要があります。少年院や児童自立支援施設に入所する子どもの多くが、虐待を受けてきたことが明らかになっています。児童虐待への対応とは、このような児童・生徒の予測される課題に先手をうって支援しようとするものです。

### ○児童虐待を見つける

児童虐待は、その情報が学校にもたらされることで気付くこともあります。また学校が、児童生徒の服装や表情、行動の特徴から気付く力を持つことも大切です。虐待が背景にある行為には、多動、盗みや火遊びの繰り返し、自傷行為、激しい暴力やパニック、断続的な欠席、下校渋り（帰宅拒否）など、知識があれば気付くことのできる、特徴あるものが少なくありません。学校ではしばしば、いじめや非行、家出、不純異性交遊などの生徒指導上の課題とされたり、抑うつ状態や引きこもり、不登校などで教育相談の課題とされたり、また多動やコミュニケーションの難しさなどで特別な支援の必要性があったりするなど、様々な場面で対応する場合があります。いずれの場合も、児童虐待を見落とさない体制が求められます。そのためにも見極め（アセスメント）を行うことが、虐待に気付くために有効です。

## ○通告と連携による継続的支援

学校が単独で、保護者に対して直接注意し指導することが、かえって虐待をより深刻化させることもあります。児童虐待への対応の基本は、「一人（一機関）で抱え込まない」「疑わしきは通告と連携」です。通告は児童・生徒と保護者を虐待から守る支援を開始するための手続です。そのためにも、疑いの段階で速やかに通告することが求められているのです。

もっとも、通告しても、多くは保護者と分離されませんし、分離されてもいずれ家庭に戻り、通学してくるようになります。そのため虐待の対応は、通告して終わるのではなく、児童相談所や市町村の要保護児童対策地域協議会など、権限と守秘義務のあるネットワークの一員として、連携に基づいた支援を続けることが必要になります。

なお、学校は通告ととらえていても、児童相談所や市町村は相談ととらえる食い違いが生じることもあり得るので、時をおいても児童相談所などからの連絡がない場合は、学校から再度の通告をし、対応を要請することも重要です。

## ■児童相談所との連携

- 児童虐待にかかる児童相談所との連携については、通告以外にも、一時保護されている児童・生徒への学習支援に関して、学校は児童相談所と密な連携を図る必要があります。
- 平成27年7月の文部科学省通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止策に係る対応について」の中で、一時保護所で学習支援を受けている児童・生徒について、学校は児童相談所と連携をとり、学習状況を把握した上で、指導要録上の「出席扱い」とすることができる旨が示されました。
- 一時保護されている児童・生徒が円滑に学校に復帰するためにも、学校は児童相談所と連携を図り、当該児童・生徒の一時保護所での学習を支援していきましょう。

### 【参考】 要保護児童対策地域協議会

文部科学省「生徒指導提要」より

要保護児童対策地域協議会とは、子どもの虐待、非行、障害などに対する支援を目的とした、地域の子どもと家庭に対する援助のためのネットワーク会議のことである。平成16年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成19年の法改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が明記された。会議の参加メンバーには、守秘義務が課せられ、会議の中で援助が必要な児童生徒についての情報共有を行い、各々の参加機関や個人の機能を活用し、地域に密着した援助を行うことが可能となる。

### 【参考】 学校生活への影響

文部科学省「生徒指導提要」より

虐待という著しく不適切な関係の中で育つ子どもは、人格形成に大きな歪みを負わされます。その仕組みは、解離や愛着障害等の概念で説明されます。こうした人格形成上の歪みを負わされた子どもが就園ないし就学をして集団生活に入ってきた場合、そこで展開される対人関係には重大な影響が出ます。さらに、虐待によって極度に低下させられた自己評価は、子どもに学校での日常的な体験を素直に受け止めることを難しくさせます。

やがて、子どもは学校生活の中で二次的な問題を背負わされていきます。友だちができない、勉強がわからないなどです。このことがさらに学校生活に対する不適応的な考え方を増大させるとともに、その子どもに対する周囲の評価を低下させていきます。いわば、虐待による影響と、学校生活での失敗体験とが悪循環を始めるのです。

もちろん、虐待を受けたすべての子どもに当てはまるわけではないので、その点は留意して下さい。